

令和6年9月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

令和6年9月6日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君
13番 岩瀬 義 信 君	14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
副 市 長 加 藤 正 倫 君	教 育 長 岩 瀬 好 央 君
政 策 統 括 監 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 屋 代 浩 君
企 画 課 長 事 務 取 扱	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
財 政 課 長 軽 込 一 浩 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
消 防 防 災 課 長 鈴 木 和 幸 君	高 齢 者 支 援 課 長 篠 宮 寛 敬 君
市 民 課 長 渡 邊 弘 則 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	農 林 水 産 課 長 君 塚 恒 寿 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	会 計 課 長 吉 田 智 絵 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由美子 君	生 涯 学 習 課 長 大 森 基 彦 君
学 校 教 育 課 長 紫 関 左 恭 君	
水 道 課 長 窪 田 正 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 平 松 等 君	議 会 係 長 小 高 茂 君
-----------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程 第4号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第40号 勝浦市営駐車場設置管理条例の制定について

議案第41号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 勝浦市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第44号 勝浦市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議案第45号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算
- 議案第46号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第47号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第48号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
- 議案第49号 令和6年度勝浦市水道事業会計補正予算
- 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 議案第51号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第52号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第53号 決算認定について（令和5年度勝浦市一般会計歳入歳出決算）
- 議案第54号 決算認定について（令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算）
- 議案第55号 決算認定について（令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算）
- 議案第56号 決算認定について（令和5年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算）
- 議案第57号 決算認定について（令和5年度勝浦市水道事業会計決算）

第2 休会の件

開 議

令和6年9月6日（金） 午前10時開会

○議長（佐藤啓史君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（佐藤啓史君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第40号 勝浦市営駐車場設置管理条例の制定について、議案第41号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号 勝浦市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第44号 勝浦市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を

行います。

これより質疑に入ります。

発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者ともに、発言は簡潔・明瞭をお願いします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め30分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、戸坂健一議員。

○10番（戸坂健一君） 私からは議案第40号 勝浦市営駐車場設置管理条例について、質問項目5点通告してございますので、順に質問をしてみたいと思います。

まず、有料化によって周辺道路への路駐が増えることが懸念されると思いますが、その点、どのような対応をお考えでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、特に臨港道路沿いの路上駐車が懸念されているところでございます。この注意喚起や排除のための対策につきましては、現在、漁業組合や南部漁港事務所などと協議をしているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 課長おっしゃるとおり、漁港周辺のいわゆる臨港道路については、勝浦漁港が第3種漁港であることもありますので、水揚げの拠点ですから水産物の搬入・搬出のトラックが通行が非常に多いですし、また、その搬入・搬出のために止まっているトラックも多いです。

そもそものが、南部漁港管轄の臨港道路として漁業を中心に機能している道路だというふうに理解をしております。路肩への一般車両の路駐が奨励されている道路ではないはずですが、ですから、有料化によって、この臨港道路への路駐が増えてしまうようでは、ちょっとまずいというふうに考えます。連休や土日祝日については、現状でも路駐がかなり多くて、漁業者とのトラブルもあるのではないかなというふうに思います。

課長は先ほど注意喚起であるとか、漁協であるとか、南部漁港と協議を諮っていくというふうにおっしゃっていただきましたが、もう少し具体的に、駐車場の有料化が臨港道路への路駐、渋滞の増加につながらない具体策を考えておられるのであれば、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。現在こうして注意喚起をしようとか、そういった案を具体的に持って、南部漁港事務所や漁業組合とかには御相談に行っているところでございます。ただ、私どもが考えた案というか、そうした事について、南部漁港事務所から具体的な御回答というか、アドバイスというか、そういうようなものをいただいているところでございます。ちょっとそういったところを調整しながら、しっかりと対策はしていきたいというふうには思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） この点について3回目の質問です。漁港の道路であるということと同時に、県であったり、勝浦市の防災計画でも、勝浦漁港は災害発生時の緊急物資搬入、あるいは避難者の海上輸送の拠点としても位置づいているはずです。勝浦漁港を緊急物資輸送等の拠点として考えてみた場合も、やはり臨港道路が十分な機能を果たさなければ、よくない。

これまでの勝浦漁港整備の中でも、臨港道路については、水産物の搬入・搬出のトラック等、歩行者との混雑トラブルを避けるために、改めて歩道を整備して、路肩をきれいに整備して、水産関係車両の通行障害を解消する目的で、整備をこれまで図ってきた経緯があると思いますので、市の市営駐車場の有料化が、これと矛盾するようなことがあってはならないと考えます。

つまり、今回の駐車場有料化によって臨港道路の混雑が助長されるようなことがあってはならないと思いますので、この議会中に改めて、この辺の具体的な対応策をお示しいただきたいと思います。委員会までには、課長が考えておられるような、この臨港道路の混雑が増えないような具体策をお示しいただきたいですし、南部漁港あるいは漁協からどのような回答があったかもお示しした上で、やはり議決をするべきだと思いますので、この点、改めて課長から御回答をいただきたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今御相談している案件について、そのやり方だと少し難しいかなというような御回答もいただいているところですので、また改めて、どういうメッセージであるとか、どういう形でやるかというのを南部漁港事務所のほうに御相談さしあげて、ある程度具体的な形をお示しできるようにしたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） それでは、次の質問に移ります。通勤、通学の際に市営駐車場を使用している市民の皆さんへの対応をどうお考えか、伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。ただいま御質問の例につきましては、通常の料金設定の中で御利用いただきたいと考えているところでございますが、やはり利用の頻度によっては、駅前の月ぎめ駐車場などを御利用いただければというふうに思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 通常の料金設定の中でというお答えでありましたが、墨名、出水の市営駐車場ではそれぞれ、例えばJR勝浦駅への通勤、出勤に利用する市民も多数おられると思いますし、あるいは出水駐車場であれば、勝浦中学校の送迎に利用する親御さんもいらっしゃると思います。

有料化によって、こうした方々への影響は少なからずあるわけで、現状、附則のほうで別表のほう、使用料については入庫後最初の30分までは無料ということになってはいますが、30分の枠内で、こうした市民の利用者の方々の利便性が下がることは想定できるわけですから、こうした方々への影響をどのように最小限に抑えていくかということについては、もう少し具体的な、やはり対応策が必要かなというふうに思います。その点について、いかがでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。具体的な対応策ということでございますが、

やはり料金設定、また時間の設定を考える中で、30分の無料設定という枠を設けまして、この中で皆様に御利用していただきたいというように考えたところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 30分の枠内であるということでありまして、30分で用事が済むのであれば、それで我慢していただければというふうにも思う一方で、やはり例えば送迎であっても、部活動が終わる時間が遅くなれば30分過ぎてしまうこともあると思いますし、通勤、通学に関しては仕方ない部分もあるかと思いますが、やはり現状、市営駐車場が無料だということを前提にして利用している市民の方々が納得できる対応策は示すべきというふうに思いますので、こちら委員会までには、できれば具体策をお示しいただきたい。30分の無料の枠内であるということが具体策なのであれば、それはそれで仕方ないと思いますが、もう少し利用者の方に寄り添った対応策を示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。現在無料でお使いになっている方々への対応策ということでございますが、まずは、そうした運営になるというようなことを皆様のほうにはしっかりと周知してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 3点目の質問項目であります。条例案の中の第5条です。

第5条が、駐車場に駐車することができる自動車の種別は云々で、長さ5メートル、幅2メートルを超えないものとする規定をされています。現状は、墨名の市営駐車場に関しては、一般の車両駐車スペースとは別に、水産事務所側に大きな広いスペースがあつて、そこに大型車両が一時的に駐車するような仕組みになっているかと思ひます。

ですので、市営駐車場の有料化がなされた場合、今後、大型バス等の対応はどうされる予定なのか、伺いたいと思ひます。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。現在、墨名市営に約20台ぐらい駐車できる大型バスの駐車スペースを設けてございますが、近年の利用状況からいたしまして、ビッグひな祭りであるとか、年間を通しまして、大型バスの利用というのは非常に限定的でございます。

したがいまして、新たな運用では、大型バスについては、墨名市営駐車場のほうに有料のエリア外に乗降場所を設け、その後の長時間の駐車などにつきましては、市役所であるとか、かつうら海中公園立体駐車場の大型バスの駐車場のほうに待機をお願いしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 新たな運用においては、有料エリア外に乗降所を設けるとことでありますが、この乗降場所というか、乗降スペースは、今までのその20台分より狭くなるということでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。はい。今までより狭くなりまして、少し空いたスペースは新たに駐車スペースということで設置したいという、有料スペースを少し広く取りたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） そうしたスペースの再配置を予定されているのであれば、やはりこれも、できれば現状の案を示していただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。現在、駐車場の再整備、その辺の案はありますので、現時点ということで議会のほうにお示しすることはできると思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 4点目の質問項目です。有料化に当たって、駐車場内のレイアウト、動線を整理すべきと考えます。先ほど課長のほうで議会に現状でのレイアウト案をお示しできるということではありますが、やっぱり今の市営駐車場を見てみると、白線も薄れかかっているし、その白線と白線の間のスペースも、やはり昔に造られたものですから、狭いと思うんですね。やはり先進地の自治体なんかに行くと、駐車スペースというのは非常に車と車の間が広く取られていて、余裕を持って駐車できるというふうになっていると思います。

ですので、そうしたことも考慮して、あるいは動線も今、非常に分かりづらいですし、出口も分かりづらいし、狭いということで、事故なんかも起きやすい構造になっていますので、この辺、動線なりレイアウトをしっかりと再整理して、それを議会中で示していただきたいと思います。

そうでないと、有料化に当たって賛成しにくいと思うんですね。こういう案があるから、こういう解決策があって、こういうレイアウトで考えているので、議決を願いますということであれば理解できるんですけども、ただ有料化するに当たって、レイアウトもよく分かりませんということであれば、ちょっとなかなか賛成しにくい部分がありますので、ぜひとも、現状考えているレイアウト案、あるいは大型バスの駐車場の再配置等を含め、案があるのであれば、やはり図面等を含めてお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今般の有料駐車場の整備のためには、出退庫の場所であるとか場内のレイアウト、またラインの引き直しなど、動線を整理する予定でございますので、今現在の案というのは、今現在の案ということでお示しできると思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） また、この点について、議案審議資料を見ますと、スケジュールが令和7年の1月に工事開始で、令和7年の3月に工事竣工ということになっていますが、恐らくこのスケジュール感だと、例えば出入庫管理用の機材であるとか昇降バーの設置等のスケジュールだと思うんですね。

ただ、一方で、今おっしゃったように、白線の引き直しとかレイアウトの見直しを考えるのであれば、2か月で間に合うのでしょうか。全体的なレイアウトの見直しを私は図るべきと思いますが、この辺も見越しての工期2か月なのか、それとも単純に機材の設置等を考えた2か月なのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。原則的に、場内の動線であるとか、機材の設

置であるとか、全ての工事を含めて2か月でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 最後、5点目の質問です。別表についてであります。料金の使用料の部分ですね。入庫後、最初の30分までは無料とありますが、主に市内の利用者の利便性を鑑みたときに、やはり30分では短いというふうに感じます。これについて、例えば1時間までに見直すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。やはり原則30分を超える利用者の方には御負担をいただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） そもそも市営駐車場ができたときの駐車場の目的としても、市内利用者の買物であるとか、市内利用者の利便性を考えての駐車場設置であったと思います。今は観光目的にシフトしてしまっていますから、有料化ということも理解はできますが、やはり市内の利用者の利便性を第一に考えていただきたいと思います。

先ほど言ったように、通勤、通学で使われる方、あるいは買物で使われる方、そして病院に使われる方もいるでしょう。そうした方々が30分で用事を済ますというのは、なかなか厳しい。これが1時間になるのであれば、その範囲内で納得していただける方も増えると思いますので、これも、また同僚議員のほうから質問があると思いますが、私は御検討願いたいと思います。

御答弁は結構です。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） 私のほうから、まず議案第40号の勝浦市市営駐車場管理条例の制定について何点が質問いたします。

この議案の条例の第6条の使用料の算出はどのような根拠で設定されたのか、御説明ください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。使用料の算出につきましては、近隣自治体の状況や周辺の民間駐車場の料金とも比較しながら、勝浦市としての使用料を設定したものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） 次に、今の御答弁ですと、近隣とか他の施設の料金体系を参考というように私は受け止めました。このお配りしていただいた資料の中に、2番目に年間80万円の経費がかかっているということが明記されておりますけれども、この設備、当然、発券機、あと開閉のバー、あと料金精算機、そういった初めの設備投資の関係等の金額は載っていない。そういった関係も含めた設備投資金額、また近隣自治体、また民間企業もそうかもしれませんが、そういった料金体系を全て考えた上での料金設定にすべきではなかったかなと私は考えるんですけど、その辺いかがでしょう。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。有料化に当たっての設備投資につきましては、指定管理者が全て行うというふうにしております。そこも鑑みての料金設定でございまして、

皆様にお示ししました資料の中に少し漏れていたんですけれども、指定管理者との契約期間というのを5年間というふうに設定させていただきたいと思ひまして、その中での料金設定という事でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） そうしますと、前段の戸坂議員に対する回答の中に、スケジュール予定では、プロポーザルですか、指定管理者をすぐに決めて、来年の4月からというような運びのように私は解釈しましたが、その間に、この6番目に駐車場への管理機器の設置及び管理とありますけれども、管理機器、私が今さきに申し上げましたような一番重要な料金体系の中の設備一人に聞きますと1,000万ぐらいかかるということを知っていますけど、これは市のほうでなく、この指定管理になるであろう業者のほうで全て設置ということですか。その辺をお尋ねします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。はい。そのとおりでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） 分かりました。私もちょっとこの中で。

○議長（佐藤啓史君） 岩瀬議員、今通告している1点目の質問を3回終わりましたので、次の質問。

○5番（岩瀬 清君） 分かりました。ただ、2つ目の関係の質問ですけども、お答えいただきましたので、これで私、終わりにします。

○議長（佐藤啓史君） よろしいですか。

○5番（岩瀬 清君） ええ、結構です。

○議長（佐藤啓史君） 確認もいいですか。

○5番（岩瀬 清君） いいです。

○議長（佐藤啓史君） 次に、鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 2人、同じ内容のものを終わらして、私も提出した事項は、すみません、いっぱいありまして、15項目あります。30分の中で、ぜひとも終わりにしたいと思いますので、回答のほうも端的にお願いします。

一旦順序、順番どおりにして、やっていきます。

まずは、この条例制定、説明ありましたけど、なぜ今であって、もう一度、これ事前説明のときに、全員説明会のときにも話はあったと思いますが、1点目として、なぜ、何のための条例制定なのかをお聞きします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。これまでにつきましては、墨名市営であるとか、出水市営につきましては、条例にて、その管理を定めているものではございませんでした。有料化を導入するに当たり、両駐車場の管理運営を定める設置管理条例を制定しようとするところでございます。

有料化の目的である観光振興のための財源の一部の確保と、駐車場の適正化のための条例制定というふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 今の何のためのかは財源の確保、それと全員説明会であった、今80万円を毎年、管理委託料として出していると、2か所に。それをまず歳出を減らすのと同時に、今年も、

だからじゃないですけど、無料でやることは、これから、今の時代ふさわしくないという部分も、私もそれは理解できます。

ただ、今これを提案するに当たって、まず、いきなりというか、事前の何ら話があったということも、私なんかは耳に入らない中で、いきなり条例化ということになると、非常に私は抵抗があるので、お聞きするんですけど、2番目としては、現在の駐車場は、元市民会館が今のキュステに移って、あそこが更地になって、勝浦市の平地では本当に1等地で、そこを何とか活用するとして、商店会や朝市や市民からの要望はあって、駐車場として管理していく、そこは無料だという話で始まったと思うんですが、この設置したときの背景、いま一度、確認をさせてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、墨名の市営駐車場につきましては、平成23年に旧市民会館跡地に駐車場整備事業といたしまして4,251万4,500円をかけて整備したものでございます。その整備の目的につきましては、朝市や海水浴場等に訪れる観光客の駐車場不足の解消などとされております。

また、出水の駐車場につきましては、平成26年に旧警察跡地に2,266万6,667円で購入いたしまして、観光地魅力アップ整備事業といたしまして1,995万1,920円をかけて整備したものでございます。その目的といたしましては、交流人口の増加を目的とした各種イベントに対する駐車場不足の解消などとされていたということでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） よく分かりました。

次に、3番目として、この今回の条例、提案するに当たって、今聞いた以前のときには朝市のお客や観光客のためにということで墨名のほうを整備した、そして出水のほうも交流人口の増加ということで整備したという背景がありまして、現在に至っていますが、今回の条例制定に当たって、そういう関係者、いわゆる朝市であるとか、商店会であるとか、観光協会であるとか、塩田病院さんであるとか、これまで関係した機関との協議はどのように行われてきたのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。これまで勝浦市商工会、勝浦市観光協会、塩田病院であるとか、朝市の会などとは、有料化に当たりまして、市の考えを御説明しながら意見交換をし、御理解をいただきながら進めているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 協議をしてきたということで説明をして理解をいただいたということでしょうか。それとも、その中の協議をやっているうちに、中で、それぞれの、今4団体言いましたけど、意見としてはどんなのがあったのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。方向性としては、皆さん御理解いただいたというふうに認識しております。

御意見といたしましては、やはり、やるのであればしっかり収益を上げたほうがいいであるとか、市にとって、そういったような御意見をいただいているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） ということは、この、いわゆる4団体。市民の意見というのは、これ聴取していないわけですけど、この市民の意見を聴取する機会も、これまでもあったと思うんですが、それはやらなかった理由について伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。広く市民のお声を聞いたかというのと、必ずしもやっていたものではございませんが、私どもも駐車場の維持管理をしながら、また今回いろいろ駐車場調査を、利用状況の調査などもしながら、利用者様であるとか、近隣住民の方であるとか、そうしたような方ともお話をしながら進めているというふうに認識しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） それでは、次の4番目に移ります。今、先ほど前段者も話がありましたので、これはざっくりと聞くだけでですけど、敷地計画どうなっていますか。両方ですね。出水と墨名と。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

敷地の。先ほど戸坂議員の質問とかぶる。

○6番（鈴木克巳君） もう1回いいですか。

○議長（佐藤啓史君） いい。

○6番（鈴木克巳君） レイアウトとか、そういうの。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。新たな駐車場の敷地ということでお答えしますと、今現在、プロポーザルの公募要領を開始する前に、ある程度、今後の敷地の計画は固めているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 今、ちょっと理解できなかったんですけど、いわゆる条例出すに当たっては、ここにもいろんな中身がありますけど、どこからどこまでを貸し付けるのかということになってくるんですね。現在の駐車場が、先ほども大型のことも言いましたけど、今回貸付けする予定の部分は、墨名駐車場で仮に言えば、出水のほうは大体状況が分かります。現在駐車場として利用している昔のゲートボール場であった部分、それとトイレの部分は今回入っていないですけど、そういうもの含めて、どんな形で、道路まで全部やってしまうのか。全部道路、道路、道路で囲まれていますから、その中全部なのか、それとも市が駐車場として貸す部分は、その中のどういうところなのかははっきりしていないと、これはあやふやになっちゃいけませんので、市の財産なので、その辺をお聞きしたんです。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。墨名市営駐車場で申し上げれば、元のゲートボール場というのは枠に入っていないところでございまして、もしもよろしければ、そういった図面を今現在の案ということでお示しをさせていただければと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員、ちょっと待つて。

課長、確認ですけど、今その資料をお示しするのは、この今日中に出せるものなんですか。後で。じゃあ、ちょっとまた後でそれは。

じゃ、先に質問しちゃってください。

○6番（鈴木克巳君） 駐車場の図面を出していただけるのであれば、ぜひともこの協議、委員会のほうで出すというのもあると思いますけど、ぜひとも早めに、ひとつお願いします。それじゃ、お願いしておきます。

次に、現状のトイレ、観光トイレ、潮風トイレですか、ありますが、ここは今現在、市が管理している中において、駐車場とした場合、このトイレの管理、今回入っていないようなんですけど、あまり意見言いたくないけど、私としては、この駐車場としては、トイレもあつての駐車場という感覚、どこ行っても観光地の観光客に対する駐車場はトイレもあつての駐車場というのが認識的にはあるので、その辺はどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。潮風散歩道トイレにつきましては、これまでどおり市の運営で行いたいというふうに思っているところでございます。

その理由といたしましては、現在も頻繁にトイレの詰まりであるとか施設の破損などトラブルが発生しておりまして、即時で対応しているところでございます。こうした対応が必要ではないかというふうに考えて、直営で対応したいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） そうしますと、事前説明の中では、年間80万の経費がかかっている、そこが一番基準になって、この駐車場有料化、有料化して、お金を得て、その経過が説明されましたけど、今言うと、トイレは相当お金かかるので、市でやりますと。何か矛盾していないですか。私はそう思うんですね。

やるのであれば、トイレまで含めて管理してもらった上で、売上げの中で全てやってもらうという、それが私は観光、トイレ、駐車場としての在り方かなというふうに思いますが、もう一度、その辺は考えられるのかどうか確認します。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。原則、今お答えしたような内容でございますが、いま一度、少し検討できるかどうか考えてまいりたいと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 大体半分進んできたので。あまりぎりぎりになってやっているから、いつも。

それでは、今回この条例を出すに当たっては、急遽やろうということではないと思います。この駐車場問題は、やっぱり以前から、今の無料化になってから、またその前は、市民会館の裏も、このゲートを作って有料化した例も、確かに市としてはありますので、そして途中頓挫して、頓挫というか、やめてしまった例というか、ことが事実としてあります。

今回も、この無料化になったときも、先ほど言われた平成23年、そういえば12年前、14年たつのかな、ずっと無料化で来ているんですが、確かに何でもかんでも無料っておかしいんですよ、やっぱりね。やっぱり取れるもの、取れるというか、管理運営をする費用に対しても有料化すべきだというふうに私も思いますが、ただ、その経過がやっぱり大事であって、今回は、いつからこの有料化しようという計画が、提案が市の中でされてきたのか。一緒に聞いちゃいます、7番も。

そして検討については、市の中のどのような組織をつくって検討してきたのか。市は、やっぱり新たなことを始めるときには、庁内会議であり、市の担当課長、そしてトップには、通常は副市長あたりがトップになってその協議を進めていくというのが、これは新しいことを始めるための予備的なものであると思いますが、その辺がどのようにされてきたのか、いつから始まって、どういう内容の検討をされてきたのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この検討のスタート地点というのを明確に捉えているわけではございませんが、駐車場の整備後、他の自治体で有料化も進む中、勝浦市としての可能性を模索しながら、また議会等でも過去御提案いただく中で、積年の検討課題であったと承知しております。

特にコロナが明けました昨年よりは、観光交流人口も増加し、受入れのための駐車場問題、また同時に観光振興財源の確保といった課題も顕在化してまいりました。こうした問題の対策としての検討でございました。

また、組織体制の検討ということでございますが、まずは観光商工課の立案により、庁内の調整による検討をいたしまして、市役所の意思決定手順に従い、今般の提案に至っているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 大変苦勞されているなというふうに今、課長さん、考えましたが、これ非常に大きな問題だと思います。そして、やっぱり今のところがはっきり、こういう経過でやってきたと。課長が提案して、それを庁内で持ち回りか何かでやりましょうか、いいですよという話でこれが始まったとしたら、これは大きな私はミスではないかというふうに思います。

やはりやることについては、そんなに私も反対するというか、今も反対のようなことを言っちゃいましたけど、反対ではないんですよ。ただ、その経過がやっぱり明確になっていないと、将来これ禍根を残しますよ。

ですから、今聞いたのは組織的、組織というか、協議会、駐車場有料化の対策会議みたいのをやっていないようですので、その辺については。まあ、いいや、今、質疑だから。

もう一度、やっぱりこれは、仮にというか、もう条例は上がっているけど、なぜできなかったのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。私といたしましては、正規の手順で行ったというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 次に移ります。次に、全く内容は変わってしまいますけど、前段者も、似たような点あるんですけど、墨名駐車場と出水駐車場、これを、この中では全く同じ管理体制でやっていくということに条例ではなっていますね。それについて、墨名と出水は、私は全く利用状況というか、全くではないけど、利用状況とか、そういう状態は違うと思うんですね。だから、そこを同じ管理でやっていくことについての問題点はないのかどうか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この2つの駐車場につきましては、勝浦市の

市街地エリアで近接し、お互いを補完しながら利用されている状況というふうに考えております。したがって、同時期に同条件での有料化をしたいとしたところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 根掘り葉掘り聞いても同じだから。

そうしますと、現状、墨名駐車場、出水駐車場、この利用状況などは、もう既に開設してから、片方は十何年、もう一つは七、八年ぐらいですか、経過しているので、もう当然、調査していると思いますけど、利用状況、これまで年間を通して、月別とか、そういう入込状況とか。今回説明があったのは、今年はもう涼しいまち勝浦の宣伝効果があって、本当あふれるほどの人が来たと。で、駐車場も満杯になったということも発端にあるようなんですけど、私は年間を通じて、これが後で指定管理に移るにしても、年間のこの入込状況、収支じゃないですから、それがあって、改めて収支を計算していく必要もあるんじゃないかなと思いますけど、こういう利用状況などについて、これまで調査検討、分析したのかどうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。専門的な機関を利用したわけではございませんが、私どもが朝から晩まで張りついて、利用状況を調査したところでございます。

具体的に申し上げます、平日では墨名が330台、出水が300台、祝祭日では墨名が500台、出水が300台、約でございます。年間を通しまして約30万台の利用ということで見込んでおります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） これは、いつの調査ですか。1回だけじゃないですよ。いつの調査で、年間通じて、どういう調査をしたのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。やはり調査には、今言いましたように、職員を張りつける必要がございました。私どもも管理運営する中で、おおよその稼働状況というのは把握していたところなんです、それを裏づけるための調査として、今月に入り、行ったところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 今月に入って、やっているのは知っていましたが、今月に入ってやったと。これは条例を出してからやったということで、ここで1日2日やって、年間どうのこうのって話はね、絶対に無理ですよ。見たところ、やっぱり夏は入っている、連休は入っている、土日は入っている。だけど平日は、がらがら部分も結構多いし、あとは釣り客が来てやっている部分があって、トータルしたら、この先ほど課長の説明した30万台というのはどうなのか。この裏づけをちゃんとやっていかないと、指定管理出すにしても、収支の計算できないんですよ。これからやりますよで半年で建設も入っていく、そんなことを、今そういう状態であれば、これは非常に難しいんじゃないかなというふうに思いますので、それは現状ではないね。

あと、この今の関係について、収支の見込み。いわゆる、その収支見込みないと、80万の問題じゃなくて、勝浦市への収入の問題があります。エデンについては総額売上げの5%ということがありますけど、そういうものも見込みをしないと私はいけないんじゃないかなというふうに思います。指定管理者にするにしてもね。

ですから、収入、採算見込み、そして、先ほど5年間の指定管理という話がありましたので、それは省いても、これ指定管理を受けるに当たって、やっぱり収支を計算するのに、その基本的なものは市が提示する必要があると思いますよ。ですから、市として、年間収支見込み、それをどのように計算されているのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、市の財政的な面からいうと、指定管理から月額定額であるとか、割合で納付金を徴するため、原則、市としての歳出は発生しないと考えてございます。

また、料金徴収の見込みについては、利用状況の分析、先ほど年間30万台と申し上げましたが、その辺から、利用時間であるとか、そういったところを算出しまして、その利用状況、台数等につきましては、指定管理者、応募者のほうには御提示したいというふうには思っております。そこから指定管理者のほうに算出いただいて、また御提案により決定した割合により算出をしたいというふうには思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 指定管理のやる場合の想定として、それは30万台でやる。要は収支できない、これね。指定受けるほうも、ここの事業をやったら、年間どれだけの収入が上がって、実績がないと駄目だから。そして、それに対して設備投資をどうするのか、人員配置をどうするのか。それ遠隔でやるかもしれないし、今できる話だからね。東京にいたって勝浦のこの駐車場管理なんかできる話ですから。そういうものを含めた場合、果たして、この指定管理やったときに、指定管理者、業者ですから、うまみがあればやるでしょうから、その辺はどういうふうに説明するのか。これ大事なところだと思いますよ。そのために条例もつくってやるんですから。そこは、もう一度、考えをお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今、年間30万台というふうに申し上げましたが、もちろん、その下のレベルでのデータというのもお示ししたいというふうには思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 今、提出している12番と絡んでいる話なので、12番と、あと、はしよりますが、前段者もありました大型バスや観光バス、その場所は分かりました、大体。やり方も分かりました。

ただ、ここに対して今回、先ほどの前段者の説明の中では、これ料金ただなのかなと。要は、一度お客さんを降ろしたら、待機場所へ移ってもらって、バスは待機してもらおう。ということは、あそこにバスは30分以上は止めないということで、あとはバスはゲートを通らないという解釈でよろしいんですか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。乗降が終わりましたら直ちに、いずれかに移動していただくような考えでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） それは、有料化に当たっては、じゃバスは料金取らないということの解釈で

あれば、今回の条例の中に入っていないというのは理解しました。

あと、勝浦の祭礼、今度9月に行う祭礼もありますし、夏のイベントもあるし、ひな祭りのイベントもある。そういうときの利用についての考えと、利用料については、減免措置というのがありますので、その期間は減免しますということであれば、それは指定業者等の話になると思いますけど、その辺はどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。過去には墨名の市営駐車場を使いまして、勝浦大漁まつりの合同祭典であるとか、そうしたことが行われてきたこともございます。今年度につきましては開催しないというようなことが会議で決定されているところでございますが、もしも、そういったことが今後開催されるようなときは、条例にあります4条2項に、管理上必要があるときは供用を休止することができるというところがございますので、そうした対応をしたいというふうに思っております。

また、ビッグひな祭り等のイベントに来場された方につきましては、通常どおり、設定の料金を御負担いただく考えでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） おおむね一応、疑問点はお聞きしました。いっぱいほかにもあるけど、こんなところで、最後残りというか、15番、その他というか、全般的な内容というふうに、ちょっと書かせてもらいましたけど。これは条例第14条、できる条例なんですけど、指定管理はすることができるという、しなくてもいいんですということで、できる条例なのに、なぜ、この事前説明会の中では、もうスケジュールが入っちゃっているの。もうこれは、できる条例じゃなくて、やるよ条例になっちゃっているのね。これ、条例が成立してから、このスケジュールを組むのであればいいけど、その前にスケジュール組んであるということは、もうこれは指定管理ありきで条例をつくっている。条例を見ると、指定管理することもできる。非常に矛盾があるんですよ。

だから、この、もう9月から、これで成立したら、プロポーザルを実施して、指定して、工事を始めて、来年の4月からですよ。非常にタイトなスケジュールになっていて、これは条例が成立していないにもかかわらず、こういうことを出したこと自体は、これは私はおかしいと思うんですけど、この条例制定については、加藤副市長、この今のところについてどのように考えるか、お聞きします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。今回のこの勝浦市営駐車場設置管理条例ですか、この条文については、条項の内容、これ一般的なものでありまして、指定管理ができることとするというのは、全く一般的な条項を設置管理条例として定めさせていただいているというのは、前提として申し上げさせていただきます。

先般、キュステの指定管理についても御審議いただきましたけれども、こちらについても当然、もともとキュステの設置管理条例というのはあったものの、指定管理条例というのは入っていなかった。指定管理に移行を見越して改正を入れさせていただいたという経緯もありますので、指定管理の可能性を探りながら今回この新設の条例を出させていただいたというところは、動きとしては特に不自然なところはないのかなと。

今回、指定管理、一応、我々としても意識させていただいておりますが、先ほど来、いろんなお話があったと思います。指定管理者が当然のごとく決まるとは思っていないので、指定管理が決まらなかった場合、どういう有料化があるのか、そういったところも庁内では検討していきたいというふうに思っています。

○議長（佐藤啓史君） 次に、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうから議案第40号、41号、43号、44号につきまして順次質問させていただきます。

議案第40号 勝浦市市営駐車場設置管理条例の改正についてであります。この中で第8条なんですけども、市長は公益上その他必要があると認める場合は規則で減免することができるとの規定であります。使用料の減免の具体的な例について伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。現段階で想定している減免についてでございますが、1つ目としては、国または地方自治体が行政上の目的で使用する自動車を駐車する場合、2つ目として、千葉県内の市町村教育委員会が教育上の目的で使用する自動車を駐車する場合、3つ目として、学校教育法に規定する各種学校が教育上の目的で使用する自動車を駐車する場合、4つ目として、その他市長が特に必要と認める場合としたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 長田議員。

○4番（長田 悟君） 実は、この市営駐車場の設置の目的というところで、先ほども前段の議員のほうから話も、その回答の中でありましたけども、朝市とか海水浴場のものとしての目的があるということも聞きました。やはり利用状況につきましては、勝浦商店街、また朝市を使うというような形のものもあると思います。急に有料化ということで、30分無料、それから200円という形のもので、その中で今使っている使用料、支出としましては80万円、この支出のものを削減したいというふうな考えがあると思いますが、1つ、これ提案ということなんですけども、やはり朝市に来る人、また市外の商店街、こういうものについても当然、市営駐車場は使うということでもあります。

1つの提案としまして、30分無料は別にこの条例案で構いません。その後の200円というところを、100円を減額するようなことはどうでしょうか。ということは、朝市で物を購入した、あるいは商店街で物を購入した、または飲食店で物を購入しましたというような場合につきましては、そのものについて100円の減額する、何かそういうような措置をするということをした場合に、指定管理者のほうの収入は減ってしまいます。しかしながら、指定管理者は今のいろいろな質疑の中でどうだろうというふうな話もありますが、その減額したものにつきましては、この80万円を指定管理者のほうに、やはり補填するというような言い方であれば、80万円をためるのではなくて、商工業、商店街、朝市の活性化のために使うような形であれば、市民の方も、使ったときに、勝浦に来たときに朝市を使いました。ただ、何も買わなくて帰る人については、それはないんですけども、買った暁には、この有料駐車場を使ったんですよということであれば、その部分について減免というか、そういうような措置をしていけば、商店街の購買力もアップするというような、これ提案ということになってきますので、そういう減免措置というのも考えられるかなと思ひまして、実際に私は有料につきましては賛成、受益者負担とい

うことについては賛成をするところでございますが、これ提案ということで、よろしくお願いします。

次に、第9条のほうの関係なんですけども、駐車場の拒否ということがございます。駐車場の拒否につきましては指定管理者が行うと思われませんが、拒否するタイミングとして、入庫のときなのか、それ以外なのか、現在考えるところはどうなのかということなんですけども、考え方としまして、条例をつくりました、ここにそういうふうなことを書いてありますということで、駐車の方につきましては納得することはないと思います。ということは、やはり駐車場のどこかに告示をする、掲示をする、こういう措置をして、悪質な場合については、そういうようなことで、そういう措置をするというようなほうがいいのかなと思いますけども、その考え方についてお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 午前11時10分まで休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に続き会議を開きます。

答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。駐車を拒否できるとしている状況でございますが、発火性または引火性を有する物品を積載しているとき、駐車場の施設または設備を毀損、汚損するおそれがあるときなどとしておりますが、現実的には機械による入庫でございますので、遠隔監視であるとか、巡回の中で発見次第、退出いただくような対応になろうかと思っております。

先ほどの、やはり場内の注意喚起ということでございますが、看板等の設置については検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。やはり、そうですね、先ほどの繰り返しになりますけども、条例で書いてありますよだけでは、住民とか、分かりません。ここに書いてあるじゃないですかということを言わないと。やはり、それをはっきりしていただいたほうがいいのかなということでございます。

次に、市営駐車場は塩害などの影響を受けるということでありますが、その徴収設備の塩害におけます維持管理等についてはどういうふう考えているのかということで、この施設につきましては指定管理者のほうがするというような形であれば、指定管理がみんなするのかなと思いますけども、そこについて確認します。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。その辺につきましては、指定管理の負担となる予定でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。2回目としまして、市営駐車場ということでありまして、土地につきましては勝浦市のものだということで、これを貸しますよということであって、説明の中では、駐車場収入の一部を市へ納入しますというような形で説明がされています。この金

額につきまして、まだ分かりません、まだ決定していないと思いますが、やはり指定管理をするということにつきまして、市のものを貸しますよということであった場合につきましては、徴収することは当然かなというふうに考えます。

その中で、一般的な指定管理になりますと、指定管理者の人件費等につきまして、昔は市のほうから負担していたというところもありますが、今回の駐車場のほうにつきましての指定管理の人件費等の扱いについてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今回考えております指定管理制度の運営になった場合は、市の支出は原則なく、納付金のみを徴したいと考えておりますので、そうした指定管理者の人件費につきましても、特段、市が負担することはございません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。

それでは、続きまして議案第41号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてということなんですけども、カードを保有する者から申請に基づきスマートフォン等電子証明書を搭載することが可能で、証明書の発行が可能ということですが、すごくよくなるなということになりますけども、この手続や周知方法等につきまして説明願います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。スマホ用電子証明書搭載サービスは、総務省とデジタル庁が主導して実施しておりますが、現在のところ、スマートフォンのアンドロイドOSのみでサービスの利用や申込みが始まっています。

マイナンバーカードの保有者は、御自身のスマートフォンでダウンロードをしたマイナポータルアプリから搭載の申込みをしていただきます。これにより、コンビニエンスストア等に設置しているマルチコピー機やキオスク端末からスマートフォンのみで印鑑登録証明書等の証明書の取得が可能となるほか、そのほか、マイナポータルの利用や各種民間のオンラインサービスの申込みや利用などが可能となります。

しかしながら、現在、このスマートフォンによる証明書等のコンビニ交付サービスに対応しているコンビニエンスストアは一部のコンビニ事業者に限られていること及びスマホ用電子証明書搭載サービスに対応しているOSは、先ほど申し上げたアンドロイドのみでございまして、iPhoneのiOSは令和7年春にリリースされるように取り組んでいると、デジタル庁から広報されています。

また、市民の方への周知方法につきましては、総務省とデジタル庁から発行されているチラシ等を活用するほか、ホームページ及び広報等にてお知らせしてまいります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。ただ、今のホームページとか広報等に周知します、それは分かります。しかしながら、高齢者とか、あまり使いにくい人も中にはいると思います。

そうなりますと、やはり、もうちょっと丁寧な周知方法あるいは操作方法というのも考えていただきたいと思うんですけども、それについてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。そうですね。各種スマホ用の利用説明会等が今、市

民ロビーでも行われておりますが、そういう各種催物、それから説明会等を開いたときには周知してまいりたいと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） そうですね。ITとか、これから進むというところで、マイナンバーカードとか分からない人も多いので、そういう説明会とか、そういうことを開催してもらえれば市民のほうも使いやすいかなと考えていますので、よろしくお願いします。

続きまして、議案第43号 勝浦市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、これなんですけども、あまりよく聞かれないところであって、火入れというのは森林法の第21条、この申請で、許可が市長だということは確認しているところなんですけども、この条例で勝浦市が何件ぐらい、これまでそういうような条例の適用で火入れをしたのかどうかをよろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。この火入れ条例による申請の件数ということでございますが、現在確認できます文書等で我々も確認したんですけれども、昭和60年4月1日に本条例が施行されて以来、申請されたという記録を確認することができません。恐らくゼロではないかと思われます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。中身を見ますと、条文の訂正というか、修正ということで納得しました。

続きまして、議案第44号 勝浦市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、これは地方自治法に基づく公の施設の廃止による条例の廃止ということなんですけども、現在利用されている保健福祉センターの設置目的の業務、勝浦市社会福祉協議会や調理室の利用の代替についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。保健福祉センターの設置目的としては、1つとして、市民の健康の維持・増進を図るため各種の検診、相談及び指導、2つ目として、市民の保健福祉向上のため開催される研修、講座、会議等、3つ目として、社会福祉団体等の教養の向上及びレクリエーション、4つ目として、地域福祉活動の推進に関すること、5つ目として、その他目的達成のために必要な事項となっています。これらの目的のための事業の実施に関しては、今後、キュステや各地区のコミュニティ集会施設を利用してもらうことで代替が可能と考えております。

調理室の利用についても同様と考えております。

勝浦市社会福祉協議会に関しては、施設の利用廃止に伴い、事務局及びその機能を移転することとなりますが、その移転先については現在協議中であります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。今その業務の中につきまして、キュステというような形がありました。キュステにつきましては今回、指定管理をしますよというような形で10月から進むということであって、やはり勝浦市の保健福祉を停滞するわけにはいかないというような形で考えます。これについてキュステの指定管理等につきましては考慮してもらえるのか

なと思いますけども、これは要望として言っておきたいと思います。やはり停滞しないような形で、キュステの指定管理のほうに話をさせていただきたいと思います。

続きまして、施行日は令和7年4月1日ということですが、その後の解体方法や土地所有者への返還条件等について伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。賃貸物件の返還に関しては、土地賃貸借契約書の中で原状回復義務がありますので、令和7年度中に建物や構造物を解体し、土地を返還することとしております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 長田議員。

○4番（長田 悟君） そうしますと、その解体の予算あるいは設計、解体設計等につきましては、今後の議会のほうで上程されるというような認識でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） 解体設計の予算につきましては、今年度の予算で措置しておりまして、来年度に解体工事に伴う予算を要求させていただき考えでおります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） といいますと、今議会の中での解体設計のものが出ているというような解釈なのか、あるいは12月あるいは3月のほうで解体設計が出てくるのか、それだけちょっと確認します。

○議長（佐藤啓史君） 今年度中。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） 解体設計の予算については、既に予算措置されております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

次に、狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） それでは、私のほうからは議案第40号 勝浦市営駐車場設置管理条例の制定について、こちらについて質問させていただきます。私の質問は本議案に対してのみでございますが、数が多くなっておりますが、よろしく願いいたします。

まず、駐車場施設そのものについての疑問をちょっとお尋ねします。

入出庫管理のための機械、これについては先ほど来の質疑の中で、請け負う指定管理者により、これを実施するというような話はありませんでしたが、この入出庫管理に使う機械というのは、いろんなタイプがあると思うんですが、どういうタイプのものを、また、どんな位置に設置するのか、現在その見通しがありましたらお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この入出庫時につきましては、それぞれゲートバーを設置いたしまして、発券機と精算機を設置いたします。

位置につきましては、現在の案でございますが、墨名市営駐車場につきましては臨港道路側から入出庫をする、また出水市営駐車場につきましては現在の出入口辺りに設置する予定でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） ありがとうございます。ゲートバー方式ということですね。

そうしますと、その数なんですけれども、これ必ずしもそうとは限らないんですが、一般的

な話として、私が利用したこの駐車場というものについては、入場は1か所であるけれども、出口というのが複数設けられているケースというのが結構あるわけですね。この効果としては、時間制で今回、無料と有料の境があるわけです。時間を見計らいながら出口に向かったけれども、前の車の渋滞であるとかトラブルによって有料化してしまうという、そのボーダーがあるわけですね。そういったトラブルを防ぐためにも複数の出口があるというのは有効だとは思いますが、今回の計画においては、その数については何か考慮された部分がありますか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。入庫、出庫ともに1か所ということで考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） そうしますと、このタイプのものを、ゲートタイプのものを入り口付近につけると。墨名駐車場と出水駐車場がありますけれども、ちょっと出水駐車場の件に特化して申し上げます。

私のほうで、この議案が出てから、実際にどのようにこの駐車場が利用されているのか、その様子をちょっと確認させていただいております。時間もなかったので2日間程度なんですけれども。今のお話の中で懸念されるのは、この駐車場、子どもの送り迎えとかいうことで、限られた短い時間に非常に多くの車両が進入して退出していく、そういう特徴を持っております。それを今の説明のまま入り口付近にゲートを設けますと、その時間帯には、券を取るでもいいですし、精算機に入れるでもいいですが、今まで以上に、その入庫のときの手续がある。この集中するというのは、本当に3分間に数十台という規模で集中するわけですね。となると、その手間が増えることによって周辺道路、出水駐車場の出入口、上り下りとも入庫待ちの車が路上待機をすることになろうと思います。

この辺の御認識があったのかどうか。そして、その交通安全への配慮というのはされているのか。これを伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。やはり出水駐車場につきましては送迎の車が多いというふうには認識しておりまして、ただし30分以内での御利用ということで、料金を支払うとかいう手順がございませんので、何とかそこは稼働できないかというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 私、これ3回やっただんですが、私がお伺いしたのは、こうしたゲートをこのように設置するというお考えの中で、実際の利用状況を踏まえた交通安全への配慮という、そういう検討がされたかどうかということでお尋ねしましたので、これを3回目として、もう一度、聞かせてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。そうしたことも想定して考えたところでございますが、というのと、あと場所的に1か所ずつしかつけられないという現状もございまして、そうしたことを全て考慮いたしまして、そのようにいたしました。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 分かりました。

そうしますと、次なんですけれども、関連するようなことではありますけれども、有料化に伴って駐車場の形状、導入量を含め、同僚議員からもありました、重複しますけれども、お答えいただきたいと思います。形状等を変える予定というのはございますでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。有料化の整備のために出退庫の場所であるとか、場内のレイアウト、動線を整理する予定でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 出入がスムーズにいくような、そういった整備をされるということです。

先ほどの話ではないですけれども、入庫のときの混雑、トラブル等考えますと、私、これは考えですので、質問ではありません。入場の部分にロータリーというか、車だまりというんですか、そういうものをつくって、この路上での待機を軽減するような措置も必要ではないかということちょっと考えていましたので、お伝えさせていただきます。

続きまして、事業の採算性についてお尋ねいたします。料金収入額、その見積り、そしてその算定根拠についてお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず算定根拠でございますが、利用台数であるとか滞在時間など、利用状況から算定したいというふうに考えております。

また、市が想定いたします利用料金の収入の見積り額につきましては、今の算定根拠から算定するわけでございますが、この後の指定管理者の選定における材料ともなりますので、具体的な額については控えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 確認です。利用料金等は、まだ、いろんな要素を含めて算定したいというお話でした。ということは、現段階では利用想定額は算定されていないということでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。手元には、あらかじめ算定できているような額はございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。狩野議員。

○7番（狩野光一君） では、そのあらかじめ算定されている額というのは幾らになるのでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この後の指定管理者の選定における材料ともなりますので、具体的な額については控えさせていただきたいというところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 分かりました。今の段階では提示できないということですね。事実として承知させていただきます。

では、今回この条例を制定する、その根拠として、議案審議資料のほうに示されております、その点についての解釈ですけれども、制定の背景と目的というところであると、鍵の開閉

や維持管理のために年間80万円の経費がかかってしまうこと、それが1点、そして繁忙期においては入庫待ちによる交通渋滞が発生する、この2点が問題として、きっかけになるのかと思います。そして、この条例による有料駐車場の運用が、財源の確保と、そして駐車場利用の適正化、この2つを目的として制定するんですよという、そのように理解した上で質問させていただきます。

まず、ここで言われています問題となる交通渋滞、その発生頻度及び傾向はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。やはり最大の渋滞と申しますのは、駐車場の入庫待ちに端を発しました渋滞が、国道128号であるとか297号上で発生いたしまして、市街地をはじめとする地元の住民の生活にも御不便をかけているような状態でございます。

傾向といたしましては、やはりゴールデンウィークであるとか、夏季の期間中、また最近では季節のよい3連休であるとかイベント開催時、こうしたときに、ひどい渋滞が発生する状態でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） お尋ねした発生頻度というのは、そうすると連休と、3連休とか、ゴールデンウィークとか、そういうたびに起こっているという、そのようなことでよろしいでしょうか。確認です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。発生頻度というのは、そういうようなときに起こっているというところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 承知いたしました。では、こうした渋滞を解消するための策として1つ挙げられているのが、駐車場利用の適正化ということで挙げられております。つまり、これ読み替えば、不適正な駐車により渋滞が発生していると、そのように私は受け取っております。まず、そこは違うのであれば御指摘いただきたいんですけど。

まず、ここで考えられます不適正な駐車場利用というのはどのような状態を示すのか、お示しください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。例えば観光や買物の用足しであるとか休憩など、一般的に、通常考えられる一般的な利用以外の利用ということで、長時間利用であるとか、長期間利用であるとか、そうしたようなところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） そうしますと、一般的な利用というのは主観的な問題かと思います。毎日電車で通勤するときに使うその人にとっては一般的な利用ということであります。

ですから、この不適正な駐車場利用という部分においては、ちょっと判断基準として捉えようがないんですけれども、そういう捉え方で、適正な利用か、不適正な利用かということを判断することについて、それでよろしいのかとお伺いしたいんですが、お考えを伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。確かに適正利用ということで私も御説明をしてきたところでございますが、お尋ねの不適切な利用ということについて私、今そのようなお答えしたんですけれども、不適切というのも正しいかどうかということもございますが、適正利用というのは、やはり一般的な使い方駐車場が回転していくと、そういったようなことをイメージしているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 狩野議員。

○7番（狩野光一君） ちょっと意地悪な質問ですみませんでした。こういう話の中で答えはなかなか出せない。ただ、一般的という感覚的なものによって進められているということは確認ができました。

続きまして、その定義はともかくとして、それでは、その定義の中で、市が考えられる定義の中で存在する、その駐車場の不適正、適正でない利用というのは、数的にどのぐらい存在しているんでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。日常的に数台から十数台程度ではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 日常的に数台程度起こる適正でない駐車、これを有料化によって仮に排除したとして、その数台分が空いて、交通渋滞の解消になるとお考えですか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。数台から十数台と申し上げましたが、こうしたことで、こうしたことの積み重ねで適正に向かっていくというか、駐車場の運用が適正に向かって適正化されていくというふうなことに期待しているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 適正化に向かう。では、不適正な状態というのはどういう状態でございますか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。長時間の駐車などでございますが、今、無料期間中、無料利用のときに長時間利用であるとか、目的外利用であるとか、そうしたような駐車について適正化したいというふうに考えておりますので、有料化した場合は、どれだけ止めても不適正な駐車というのはございませんので、その辺、ちょっと答えになっているか分かりませんが、そういったような考えでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 加藤副市長、答弁を求めます。

○副市長（加藤正倫君） 私から補足させていただきます。まず初めに、この議案については皆様から様々な御意見いただいているところでありまして、これまで無料で使えていたものが利用料金がかかるというところで市民の皆様にお不便をおかけすること、これについては非常に心苦しく思っているところであります。一方で、我々も財産を維持管理していく上で、先ほど来80万円という話出ていますけれども、その80万円というのは、もちろん事実としてある。

一方で、例えば海水浴場の話でいうと、3,000万円でできていたものが4,500万円になっていますというようなところで、我々の財政についても非常に厳しい状況にあるというところは御

理解いただきたいというのは前段として申し上げます。

不適切な状態というのはどういうところかというところですが、先ほど来、通勤に使われる方とか、様々な利用形態がある中で、周辺には当然、月ぎめ駐車場等があるわけです。御利用者の中には駅裏の駐車場を月何千円というお金を払って御利用いただいている方もいますので、そういったところの市場の均衡あるいは利用者負担のならしというところで御理解いただければと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 不適切な利用という部分についての御説明については承知いたしました。

では、続いて、次の質問をさせていただきます。そうした不適切な利用、これを防止するために、これまでどのような対策を取られてきたか、教えてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。やはり、これにつきましては夜間施錠ということで対策を取ってきたところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） では、夜間施錠ということですが、それは外形的に鎖がかかったりするから、これ以上は入れないな、あとは、あしたはこの時間にならないと開かないんだから夜の出入りはできないな、それはその施錠等で分かります。

しかし、その夜間利用をしないようにとか、そういうような注意喚起、あるいはこの駐車場はこのように利用してください、そういう正しい利用の方法、これを利用者でもあります市民あるいは観光客にどのような周知、お知らせをされているのか、告知をされているのか、その辺をお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。なかなか直接的に行ってきたところではございません。巡回等で警戒をしていたというところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 巡回をされたというけど、巡回というのはどのような機会にされておりましたか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。やはり職員が観光施設のパトロールですとか、定期的に行っておりますし、あとはトラブルが発生したときには周辺現場に行っておりますので、そうしたようなときでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 分かりました。目的、必要とされていることに対して、これまでどのような対応を、どのようなお考えでやってきたかということについて何点かお伺いしたわけでございます。

続きまして、当然、何がしかの決定をするときには、その効果ですとか実態、結果の予測、調査なりの検討なりという、そういうプロセスがあろうかと思えます。先ほども申し上げましたけれども、これ出水駐車場の部分でしか私分かりませんので、そこに限定してお伺いいたします。

いろいろ市民の方から聞いた話、あるいは私が、サンプルは少ないですけども、その様子を見た中で感じた部分について、検討がされているのか、もしされているのであれば、どのようなものであったか、以下３点をお伺いいたします。

まず、この駐車場は学校行事などのこれは私は運動会だとか、ＰＴＡ会とか、そういったことを想定していますけども、学校内への車の立入りが、これ制限されている部分において、学校行事のときに、では市営駐車場を御利用くださいと御案内される、指定されるということがあります。こういった点について、どのような認識と御検討をされたのか、その結果についてお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。現在、学校行事の際、勝浦小学校につきましては、まずは幼稚園跡地を御案内していると。勝浦中学校につきましても、中学校敷地内と幼稚園跡地を最近では御案内をしているとのことでございます。そうした中でも、やはり出水を利用する方もいらっしゃるというふうに認識はしております。

こうしたところ、教育委員会などともお話をしているところでございますが、まずは道路も整備されまして、幼稚園跡地というのを御利用していただくよう徹底していただけるよう、引き続き協議はしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○７番（狩野光一君） 小学校については幼稚園跡地が近いというふうに理解しております。

中学校についても同様というふうで理解してよろしいでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。はい。中学校についての取扱いも、そのように御協力いただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○７番（狩野光一君） じゃあ、この点については、小中学校で市営駐車場を基本的には指定していないと。幼稚園跡地ということ指定しているので、それについて協議はないということかと思えます。

すみません。中学校、学校教育の、ちょっとお尋ねします。私、市営駐車場に止めてって言われているんだけどという、指定されるんだけどという直接の声を聞いております。そういった実態があるのかないのか、確認をさせてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） お答えいたします。現在、中学校のほうでは、学校行事等を行う場合、まず学校の敷地の端のほう、続いて幼稚園跡地等を勧めております。ただ、その中で、市営駐車場のほうも御案内はしているところではございます。

実際には学校敷地内の奥のほう、端のほうから止めていただき、その後、幼稚園跡地というような順で止めていただいている状況です。

市営駐車場のほうには、それほど多くの台数が現在は、学校行事の際には利用はされていないかと思えます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○７番（狩野光一君） では、学校行事等については、今、学校教育課長のほうからもお話あったよ

うに、そういったことだと。私がお話伺った部分は、多分その保護者が勘違いされているというふうに理解をいたします。

続きまして、同じく学校関係でございますが、この駐車場、市営駐車場が現実的に、子どもたちの送迎という活動というんでしょうかね、そういう行為、送迎という目的で本当に数多く利用されていると。その点について、これを有料化することによっての影響、その辺の討論、結論をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。やはり出水の駐車場を有料化するに当たりまして、小中学生の送迎というのが一番先に考えなくてはいけないというふうには思っております。したがって、その点について様々検討いたしまして、30分の無料時間を設け、乗降をお願いしたいとしたところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） そのように検討したということは承知いたしました。繰り返し申し上げます、数分間、10分足らずの間に何十台という車が出入りをする。出入りというのは、入るだけじゃなくて、もちろん出ることも。それが国道と駐車場の間で、そういったタイミングで行われるということ、これは私が主観的に感じたことですが、そういった実態もあるということは情報として皆さんにお伝えさせていただきたいと思います。

もう1点です。通院や面会等にも数多く利用されています。この点について、先ほど塩田病院とのいろんな協議もされているという、お伺いしましたけれども、そういった協議の実態も踏まえて、その結論、結果、どんなお話がされて、どういう判断をされたか、お聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。近隣にあります塩田病院に対しましては、有料化の趣旨を御説明しながら意見交換をして、御理解いただいているところでございます。

また、塩田病院の外来につきましては、病院駐車場を利用した場合には無料の処理となることとございますので、できれば外来については病院の駐車場を御利用いただきたい。

また、その他の病院利用は、15分を超えると300円、1時間を超えると30分ごとに100円が加算されるというような、塩田病院の駐車場でございます。

したがって、やはり利用の適正化の観点からは、できれば外来に訪れる方は病院の駐車場、それ以外の方は選択していただく、そういったようなことにさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） 質問に対する市の考えということで受け取らせていただきます。

ここも加えての私の主観的な話で申し訳ありませんが、午前9時になりますと、病院の駐車場が満車で入れないからという理由で入ってこられる方がたくさんいます。その時点で、もちろん外来は無料ですから、料金的な負担という部分にはかからないんですけれども、病院に止めようと思ったけど満車だからこちらに来たというのが、かなりいらっしゃる。返して言えば、有料になって、それを敬遠しようという人は、少しの時間が許すのであれば、病院駐車場前に路上待機をしたいと思います。ゆえに、そういったときには国道128号、あそこは国道じゃなかつ

た、市道になったのか。路上の交通渋滞、交通秩序というものに影響が出るんだと考えておりますが、先ほど来の答弁では、その辺については協議はされていないと思いますので、質問は控えさせていただきます。

続きまして、勝浦市では観光PR、活発に行っていますし、マスコミ等の露出、そういったものが増えて、観光シーズンには来訪者が増えるというふうに私は考えるんですけども、この問題、駐車場問題を考えるときに、こういった活動の影響で来訪者が増えることを予測されていましたでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 狩野議員、時間です。

○7番（狩野光一君） そうでした。

○議長（佐藤啓史君） 次に、戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） それでは、私のほうからも議案第40号について幾つかの質問をさせていただきます。私の前の議員がいろいろと質問されましたので、なるべく重ならないようにしたいとは思いますが、ぜひよろしくお願いをいたします。

まず最初に、資料にあります、今、狩野議員も質問されていましたが、駐車場利用の適正化という問題について質問を最初にしたいというふうに思います。先ほどの答弁をお聞きしておりますと、不適正があるからということで、その内容はこれこれこういうことだったというふうに理解をいたしましたけれども、その中に、答弁の中に2輪車問題については答弁がございませんでした。

私、実は過去に駐車場を使用したときに、大きな2輪車、いわゆる自動2輪車というものが5台ぐらいのときと10台以上が、要するに、自動車をいつも止める場所に止まっていたということについて、それは把握されていたのでしょうかということなわけです。

実は、後ほど質問いたしますが、条例の第5条に、その問題が出てくるんですね。それとの関係で、まず最初に質問をいたします。

それから、2つ目の質問ですが。

○議長（佐藤啓史君） 戸部議員、ちょっと待ってくださいね。今、通告書のいただいているんですけども、順番がちょっと異なっているんですけど。

○1番（戸部 薫君） 私の通告書は、駐車場利用の適正化とは具体的にどのようなことですか。その中身について、私は4輪自動車云々と先ほど答弁があったことについては理解をしたんですが、私が見た中には、もう一つ、2輪車の問題もあるのではないかとということで、具体的にという内容の1項目として質問をしたわけですが。

○議長（佐藤啓史君） じゃ、それで1回、今、答弁させますね。それでよろしいですか。

○1番（戸部 薫君） はい？

○議長（佐藤啓史君） 今、通告書の2回目の部分を聞かれているので、それでよろしいということでもいいんですよ。

○1番（戸部 薫君） はい。分かりました。ダブっているということですね。了解です。

じゃあ、先の質問に行っていいますか。

○議長（佐藤啓史君） 今の質問に対して答弁させてよろしいですか。

○1番（戸部 薫君） はい。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。適正化の中での２輪車問題ということによろしいでしょうか。

確かに今、２輪車が少し止めていただきたくないところにも止めているというような状況もございまして、その後にお答えする予定でございましたが、新たに設置する駐車場では、有料の枠外に２輪の駐車スペースを設けようと考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○１番（戸部 薫君） スペースを設けるということで了解をしました。

次に、２つ目の質問に参りますけれども、先ほどの答弁では、例えば春夏秋冬、あるいはイベントのときということで、過去の利用台数、２か所の駐車場は一応は把握はしているというお話が先ほどありましたけれども、どうも直近に調査されたのかなというふうに思いもしたので、そこに質問にも書いてありますように、過去の利用台数の継続的な台数把握というのはされているのかいないのかということ、２つ目の質問をしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。これまでに駐車場の維持管理をする中で利用状況は推計をしていたところでございますが、実際の計測のためには、開放時間に職員を張りつけて調査するなど、もしくは外部に委託するなどの必要があるため、夏季期間が終了した９月に入り、その裏づけを取るための調査を行っていたところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。戸部議員。

○１番（戸部 薫君） じゃあ、それに関わってなんですが、統計的に時間をかけてきちっと調査をしたということにはなっていない。ただし、今回の条例での裏づけとして、直近のところで職員が配置されて、そこでその台数等について調査をしたと、こういうふうに理解をいたしますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。はい。そのとおりでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 質疑の途中ではありますが、午後１時まで休憩いたします。

午前１１時５９分 休憩

午後 １時００分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○１番（戸部 薫君） では、引き続き質問をさせていただきます。

例えば無記名アンケートなどによる利用者の利用目的、観光であるとか、買物という用事とか、あるいは学校行事関係やその送迎、通院や見舞い、電車の利用などということで、これプライバシーに関することかもしれませんので、やり方は結構難しいと思うんです。ですから、私は例えば無記名のアンケートというふうに書きましたけど、そういう利用目的などは把握されているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。無記名のアンケートなど、そういった手法では行ってはございませんが、これまで維持管理する中で、また調査や周辺での聞き取りなどに

よりまして把握した利用状況でございますが、墨名では朝市や海岸、釣りなどの観光客、JRの利用者、買物や周辺の用事、通学等の送り迎え、トイレ休憩利用、その他などとなっております。

出水では、朝市等観光客、買物や周辺の用事、塩田病院関連、通学等の送り迎え、その他などでございました。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 答弁ありがとうございます。それに関してですが、人数はつかむということもできると思うんですが、およそのパーセント、例えば墨名の駐車場を朝市関連で利用したのは全体の何%とかって、分かりましたら教えてください。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。ただいま、そうした数字は持ち合わせてございません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） では、次の質問に参ります。今まで、この無料で使用してきた市民の皆さんというのは、今回の有料化が決まってしまって、有料化ですといったときに、いろんな反応があるんじゃないかなというふうに思うわけです。

そこで、今までに駐車場を利用した利用者をはじめ、広い範囲での市民の声というのは把握されているでしょうか。特に総野地区や上野地区などでは、そういう声を集約されているでしょうか。もし集約されておりましたら。集約されているかどうか、お聞きいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今回の有料化、進めるに当たりまして、こうした市の考え、趣旨を近隣住民であるとか利用者、観光協会、商工会、朝市、商店など、お話しする中では、前向きな御理解をいただいていると考えているところでございます。

総野地区、上野地区の住民の方、また広く住民に、不特定多数の方にお伺いするようなことはいたしてございません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 先ほども答弁ありましたけれども、様々な機関、代表者、あるいは協議会などの方からは理解を得ているということですが、広く市民の声はまだ把握されていないというふうに御答弁がありました。ちょっと残念な気がいたしますけれども、後ほどまた関連して述べます。

次に参ります。有料化した場合の利用台数というのは、2か所で毎月どのぐらいの台数になるというふうに推定をされているでしょうか。質問します。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。月ごとにはばらつきがあると考えてございまして、年間でございますが、おおよそ30万台と推計しているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 先ほどもありました、この30万台というのは、一番最初の答弁から類推しますと、先日来、職員が調べた台数を基にして、この30万台を算出をしたと、推計をしたという理解を私はするんですが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。これまでの維持管理をする中で、おおよそ推定していたものの裏づけとして、調査した結果の数字でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） では、次行きます。有料化したときの1年間の利用料金総額を教えていただきましたか。これは今後の契約との関係で明らかにすることはできないという先ほどの同僚議員への答弁でした。ですので、お聞きしても無理かと思いますが、そういう推測される、推計される利用料金総額を算出するその根拠、それをお尋ねします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。

ただいま30万台と申し上げました台数には、やはり、それを積算するための時間であるとか、時期であるとか、そうしたようなものがございまして、そうしたことの積算で算出したいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） そうしますと、30万台掛ける、車によっては1時間かもしれないし、3時間利用したかもしれないし、そういうことで、これから計算をする予定であって、現段階では、その総額というものの根拠というのははっきりと明らかにすることはできないという答弁だと思いますが、そういう受け止めでいいですか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） 基となる数字により積算することは可能であり、そうした数字は持っているところでございますが、一応、今一旦、この場での総額については控えさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 金額伺ったのではなく、利用料金の算出する根拠を伺いましたので、もう3回過ぎましたが、先行きます。

実は先ほどの答弁にも、午前中の答弁にもありましたが、料金設定に当たっては、近隣自治体の有料駐車場の状況あるいは近隣の民間の使用料等を参考にして算出したということなわけでありまして、実は海中公園有料駐車場がございまして。この料金表を私、調べてみました。そうしたら、今回その条例案で提案されている最初30分以内はゼロ円、1時間以内は200円で、1時間を超すと30分ごとに100円ずつプラスしていくと、こういうことでありました。それで、3時間を超えても600円以上は徴収しないと、ふだんの場合ですね。特例の場合は別ですが。

それに対しまして、海中公園の場合は、駐車場に入りますと、その時点で200円が発生し、そして2時間、120分までは200円という料金になっております。もし間違っていたら、それ訂正していただきたいんですが、ホームページでいろいろと調べてみましたら、そういうことになります。そして、3時間以内だと300円というふうになります。

そうしますと、1時間以内だったら、海中公園の駐車場料金も、今度新しく有料化しようとする2つの駐車場も、30分以内はゼロ円ですが、海中公園は200円、1時間以内は200円、200円の同じであります。

ところが、その後です。じゃあ、1時間超えちゃって、1時間半以内だったら、海中公園の

ほうは200円、新しい料金は300円です。それから、2時間以内でしたら、海中公園のほうは同じく200円、それに比べまして、新しい料金、墨名、出水は400円になります。同じように計算しますと、2時間半以内、海中公園のほう300円、それから新しい料金のほうは500円、そして、3時間以内ですと、海中公園のほう300円に対し、墨名、出水のほう600円。この1時間を超えて3時間以内の部分、およその人は、こういう時間幅を利用するのではないのでしょうか。

この1時間以上3時間以内というところが、なぜか新しい料金のほうが高く設定をされています。私の計算に間違いがあれば、それは間違っていますということでもいいんですが、どうしてこういう設定になったか、新料金のほうが高く設定してあるのか、その理由をお伺いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、海中公園の立体駐車場につきましては、令和5年度より無償で千葉県より貸与を受けて運用しているところでございます。したがって、運用当初から旧千葉県条例を踏襲した料金設定をしているところでございます。

そして、今回の墨名市営駐車場、出水駐車場の料金設定につきましては、先ほども申し上げましたが、近隣自治体の状況や周辺の駐車場の料金も比較しながら、もちろん海中公園立体駐車場も比較しながら、勝浦としての料金、使用料と、新たな設定ということで基準を設けたものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 恐らく県条例と、それから今度つくる条例とのその違いなんだろうというふうに推測はしましたけれども、しかし、2時間以内で200円も高い、それから3時間以内では300円も高いというこの設定はやっぱり、今度公布になりましたって市民に周知したときに、市民がどう思うかですね。私は、どういう反応するか分かりませんが、やっぱり先ほど答弁の中にもありました、この新しく有料化する駐車場の近隣の方々というのは比較的理解が進んでいる、理解を得られていますという答弁がありました。しかし、それ以外の市民の皆さんの声は特別には把握されていないということでもありますので、この問題については、私はもう少しじっくりと考えたいというふうに思います。

先に行きます。さっき2輪の駐車場問題について幾つか質問をして答弁もいただきましたので、これ3回目になりますが、議長よろしいでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） いいですよ。はい。

○1番（戸部 薫君） では、許可を得ましたので。それで、この2輪駐車場のスペースについては新たに確保するという、先ほどそういう答弁でしたね。ですので、ところが、この新しい条例の内容については、2輪車のことについては第5条で排除はするけれども、排除した後どうするのかということを書いていないわけです。と同時に、先ほどの答弁では、スペースを設けるという答弁がありました。ところが、排除はするんだけど、これ自動的に5条を読めば、そうなります。スペースは確保する、そのことも、どこにも書いていないと思います。それから、じゃあ2輪の駐車場の料金はどうするんだ、これも全くどこにも触れられていません。ですので、私は、これはやっぱり、このままの条例では説明がつかないのではないかというふうに大変心配をしますし、もう一度練り直してもらったほうがいいのではないかというふうに思いま

す。

そこで質問します。3つ目の質問です。料金はどのように考えているのかということで、どこにも書いてありませんから、その理由ですね。料金の考え方と、それから、今回それが資料にも議案にも載っていない、その理由をお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。本条例案は有料駐車場のことに對して定める条例というふうに考えてございます。先ほど申し上げました2輪の駐車につきましては有料の枠外に設けるとしているところでございますので、この条例の及ぶ範囲外で2輪の駐車場のスペースを設けようとしているものでございます。

また、料金につきましては、この条例の中では2輪はうたっておりませんので、無料ということになります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） さらに質問したかったんですが、3回目終わりましたから、やむを得ません。

次に行きます。先ほど、いろんな質問をする中で、市民の声はどうでしたかとか、使用目的はどうでしたかとか、幾つかお聞きをしました。その答弁もいただきました。

私は、そこに質問趣旨に書いてありますが、市営駐車場近隣地区市民の駐車場利用というのは少ないというふうに思われます。実際歩いて、あるいは自転車で、用事や必要なことは済んでしまうわけです。しかし、私も住んでいる松野は総野地区に該当します。それから、上野地区の市民にとって、車は欠かすことのできない、生活と切り離せない、そういうものであります。したがって、何と言うんですか、在という言い方していいんでしょうか、在のほうから町なかまで出てくる、そのときに車はどうしても必要なわけです。じゃあデマンドタクシー使えば、あるいは一般タクシー使えばという声もありますが、とてもじゃないですけど、一般タクシーでは片道ウン千円します。ですから、それは使えません。デマンドタクシーは日曜日は走っておりません。そういう状況の中で、やっぱり車を使う、それが一番効率的であり、経済的であるというふうに住民は考えているわけです。私も含めてです。

今度のこの条例案についてですが、そうした広く市民の声を聞くというアンケートなどはやっていないという先ほどの答弁でありました。しかし、その結果、今度これが可決決定ということになりますと、市内の住んでいる場所によって駐車料金が新たに発生する。それはやっぱり経済的に格差につながるのではないかって私は大変心配をするわけです。

こうした点について、これまでにどんな検討がされたのでしょうか。検討がされたかどうか、また検討していたとしたらどういう内容だったのか、教えてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。そうした観点からの検討はしておりません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） そうすると、利便性という点から考えますと、1つは私、やっぱり、ほかの同僚議員も午前中、質問していましたが、渋滞緩和ということにはちょっとつながらないんじゃないかというふうにも思いますし、それから新たな経済負担になるという観点からも、ちょっとこれはどうなのかなというふうに思います。

それから、2輪車問題についても、これから考えるということでもあります。

検討していないという返事でしたので、これ以上言いはないんですが、市民の立場に立った場合に、やっぱり私は当分の間、少なくとも無料にしていくなさるべきだ。何て言うんですか、激変緩和という表現じゃないですね。当分の間、やがては観光客と同じように有料にしますよという、そういう理解を得る期間というのを、やっぱりきちっと取るべきじゃないかというふうに思います。

とりわけ総野地区や上野地区の市民にとっては非常に敏感な問題だというふうに思っていますので、そういう方向での検討をこれからぜひしていただきたい。市長に強くお願いいたします。ぜひ町場、あるいは海岸沿いの市民だけではなく、遠い上野地区とか総野地区に住んでいる住民のこともぜひお考えをいただいて、もう一度検討していただけないでしょうかという、本日この場で答弁は求めません。求めませんが、強くそのことをお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 私から通告の議案40号、44号。40号については、私のやる前に多くの議員がいろいろな面から、この駐車場について質疑され、当然課題としては残るものがいっぱいあり、それをどのようにするかと。ただ、基本的に、執行部としても財源確保と、私もまさに財源確保から、この勝浦市の運営についての思いから言わせていただきます。

私はこの問題について、条例全般という中であるんですけど、一部は抜粋してある中で、実際、やっぱり市民の財源を確保しながら、これを新たな市民の市民サービスとしてどのようにするか、これが平等の問題。確かに今、戸部議員が言われるように、じゃあ上野のほう、総野のほうはどうなんだという問題はあっても、じゃあ私の住んでいる部原が、ここに買物来るにしても、その辺のスーパーで買物する。じゃあ、上野のほうの人たち、総野のほうの人たちは、大多喜とか、いろんな面あります。確かに立地については違う面あります。

ただ、この駐車場については、やっぱりこれ猿田市政のときから確かに、あれ5,500平米ですかね、その辺の駐車場の整備を行い、また塩田病院の前はトヨペットさんから、たしか2,000万ぐらいって先ほど課長の答弁でもあったように、当時買い付け、そしてそれを駐車場とした。そのときには地方創生も踏まえて、やっぱり観光客をどう取り入れるか、それが施策の展開で無料で市民にどうするかという前提の中で駐車場を造ってきた。

ただ、そのときの、確かに前段者の中でも有料の問題ありました。有料の問題ありましたが、少なくとも商店街からいろんな面、観光面から活性のためだという認識の中で私も認識しておりました。

ただ、これを無料という中でずっとやっていくと、確かに住民の声は、確かに差別が、いろんな問題あります。だけど、有料とすることによって満遍なく、この財源確保ができるのではないかという観点で質問いたします。

そうした中で、今まで、この条例の中でも、読ませていただくと違うんじゃないかと。今の駐車場で、前の市民会館のところで何台止めて、こっちで何台、塩田病院の何台止めているか。その辺から、確かに80万云々の話もありますけど、あれを開け閉めするに当たっては、当然、365日を割り算しますと1日1,000ぐらいの当然開け閉め、朝晩のですね。時間にしては、ものの30分か20分ぐらいで開け閉め。そんな80万の問題はどうだっていいよと。

それよりも財源確保の中で、これを実際有料にしたときに、私はここにある全部まとめて、全般って言っていますからね。この指定管理をどうするか。

そこで、まず1点目、先ほど言ったように、ここで何台の車が今まで止まって。止まっているのも私も認識した。この駐車場の前から、じゃあ有料の前から、私も守谷の海岸から勝浦の海岸、全部見ています。車、ましてや八幡岬の駐車場まで見ています。そうした中で、いかに、どこをどのように財源確保……。

勝浦市の財源は、ふるさと納税、あるいはこれを勝浦市が運営して金もうけしちゃうというのじゃなくて、最低限の中でどのように運営していくかという問題点で言わせていただいているんですけどね。そうしたときに問題点は、私も全般で物をしゃべらせてもらっちゃうんですけど、全般というか。

そこで確かに、一番最初言われた戸坂議員についても、5点ぐらいの難問あります。臨港道路の問題、これがやっぱりどのような処理の仕方というのは、当然物事をやるときには一つ一つのものをどう解決しなければいけない。これは皆さんのやっぱり考え、また執行部の考えであらうかと思しますので、まず、最初言ったように、何台が一体止められるか。そして、あの駐車場のこの区割りの中で、5メートルの2メートル。車の幅は大体、普通乗用車で1.78メートルが設計上の話です、設計上。普通は2.5メートル。三日月の駐車場でも2メートル500が普通幅ですね。ただ、東京に行くと、それを、土地が高いから2.3で決めるんですけど、その辺の話というのはどうだっていい話です。ただ、2メートルというのは違うんじゃないかと、この条例の中で。当時の車が小さかったのか分からない。

それよりも今、だから、先ほど来から言うように、何台止めて、何台止められるのか、それをお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、出水市営駐車場につきましては、現在も70台程度、新たに設置する後も70台に数台増えるかなというふうに考えております。

墨名の市営駐車場につきましては現在150台、新たに設置した場合には、これにプラス十五、六台というふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 今の、確かに台数の問題。私も実は本当はもっと早く数えておけば。私の数える範疇では、墨名の駐車場で120台かなと。そしてバスが止まるところ、先ほど来の質問に課長は答えていましたけど、バスの止めるところも、どのようにして。バスはほかに持っていったって課長は、そういう討議は今後の問題にしても、やっぱりビッグひな祭りの来た人間は、そこで降りて、そこで何も料金を頂いて、待たせて、それをほかに持っていったって、お金取られちゃうのかって問題もあるんでしょうけど、その辺の考えというのは、これからの運営方法の中で考えればいいし、この台数が10台増えようと、塩田病院の前では何台増えようと、そんな五十歩百歩の話ですよ。およそ二百二、三十台の中で、ほぼ、この夏を見ても、ほとんど満車ですよ。満車の中で、これを指定管理の中で年間30万と言いますけど、私はそれより落ちるのか増えるのかって単純計算。これは業者に言えないっていても、業者のほうは指定管理を受けるに当たっては、これが果たして自分たちの利益になるか。ならないのであれば、ある程度の時間をチェックして、その台数は数えていきます。それは、こちらで出さなくても、

相手はチェックして出してくれますから。

それよりも、勝浦市が今後の運営の中で、これを指定にするか。当面は勝浦市で、あるいはシルバーでも、あるいはその辺を使って、80万の問題は別ですよ。80万、当たり前ですから、開け閉めして。その中での運営方法の金というのは、どうにでもなるし、皆さんの、やっぱり少しでも。今、千葉県の最低所得、1,050円だ、40円だ。それから見ても、1,500円ぐらい払っても、運営の方法はあるのかという問題もあるし、その辺の検討というのは今後も私は、討論じゃないです。これは、やっぱり勝浦市の財源を確保するための問題だという前提の中で話してですね。

そうしますと、大体ざっと時間の問題も、今、戸部議員が言われるように、600円が高い安いといっても、使い方の問題だと思うんです。海中公園の場合は、その博物館を見に、あるいは海中公園に、ある程度の滞在期間。じゃ、ここの場合の夏の時間というのは、ほとんど1日滞在している状態もあるのかなど。あるいは、ただ朝市回って帰るのであれば、一、二時間の問題も。それは、その辺の計算からしまして、実際、30万にしたら、600円にしたら、1億8,000万ですよ。1億8,000万が年間、勝浦の財源としてどう残るかを考えたときに、この問題をどのように運営し、また市民の皆さんに、この辺を理解しながら、市民サービスのほかの面でも、どぶ板でも何でも、その辺の問題を解決する上であります。

そこで、まず、墨名の駐車場は百五、六十台の問題から、実際、塩田病院ですよ。塩田病院、自分の塩田病院の前って、塩田病院の前の、元警察署の前ですか、あれはね。そこの、まず塩田さんに来る話であれば、その辺の協議しながら。今回のひな祭り等でも、塩田さんも駐車場を開けていただいた。その辺の協議は、それは執行部の皆さんが今後の中で考え、どのようにしていくかという前提があるかと思います。

私はやるという前提の中でお聞きしているんですけど、塩田さんとは、やっぱり十分なる検討し、そして勝浦市がどのようにそれを受けるか。あるいは、この維持管理をどのようにするか、まず塩田さんと、やったとはいえど、やっぱり本気になってやれば、塩田自身も、別にひな祭りでも開放してくれた、あるのであればね。ましてや勝浦のためと思うのであれば、その辺の理解はできる。それを協議。課長に言う話じゃ。これは執行部に言う。あれ言うべき問題は十分あるかと思います。

そして、あとはですね。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員、質問をして……。

○9番（寺尾重雄君） そこで、だから塩田さんと協議してくださいと、十分なる。

そして、墨名の駐車場ですね。これ指定管理も踏まえて、本当にどのようにやるか。今すぐ指定管理を取らなければいけないかって問題であるのであれば、その辺の再度検討する余地があるのか、ないのか。私の質問はそうです。

これを、確かに2か月3か月でできるのかといっても、仕事であればできますよ。寝ずにだって、そんなものは受けた業者はやりますから、請け負った業者。それは多少の工期が遅れるか遅れないかは別にしても。

そこで、これを本当に指定管理のための条例を、ここで駐車場条例をするのかしないのか、これをどう考えるのか、行政としてですね。その辺を質問いたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。

○9番（寺尾重雄君） こっちに聞いたほうがいい。指定していい？

○議長（佐藤啓史君） 誰。いや、指定していただければ。

○9番（寺尾重雄君） じゃあ、副市長。

○議長（佐藤啓史君） お二人いらっしゃいます。

○9番（寺尾重雄君） 竹下副市長。

○議長（佐藤啓史君） 竹下副市長に。答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） 指定管理者制度につきましては、公の施設においては、どうしても条例上、入れざるを得ません。これは行政の扱いとして、そういうふうに決まりがございますので。ただ、そこにも、いろんな不測の事態が生じるということの中から、直営も否定するものじゃございませんので、今のような条例形態になってございます。

したがいまして、当然やらなくちゃいけないことは、指定管理者としての制度、これの運用です。その運用に当たっては、いわゆる指定管理者サイドで維持管理費を全て持つ、それで収益の一部を使用料としてうちのほうに上げていただくという方法と、それから全ては委託方式と同じようなやり方で、いわゆる配置した人員とか、維持管理費とか、そういうものは私どものほうで払う、そして収益については全てうちのほうに入れていただくと、そういう方法もございます。いろんな方法はあるんですけども、当然、この条例制定に当たっては、指定管理者制度の運用ということの中からやっていかざるを得ないというのが実態でございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） そういうのであれば、再度検討の余地があるのかと私は認識するんですけど、いや、指定は指定としての条例を制定して、再度これの運用に関しての問題は検討の余地があるのかと。それによって市民の問題、財源の問題を解決する方法はあるのかと思う。それは解決なんか、100%、だから、ないわけなんですけど、よりよいものがどうできるかって問題だけだと思うんですけどね。

そこで、もう1点、実際の話、この湾口道路の問題もさんざん出ているんですけど、駐車場の位置的な問題、またバスの問題。あそこの駐車場の前はバスが止まるように、ちゃんと空地あります。その辺の整備も、今後の中で十分、どのように考えるか。これを条例制定をしてから私はできるのかと思うんですけど、できる前から、ああじゃまず、こうじゃまずと言ったところで、それがよりよい、市長、やっぱり物の提案をしていただいて、本来であれば、これをもう少し前に。この有料の問題は前々から、随分前からあったと思うんですけど、これをやっぱり思い切って有料にするんだという苦渋の選択を得たことに関しては、やっぱりそれを、なおかつ、よりよいものに出していただきたいんだなと思いますので、その辺は要望として出します。

そして、もう1点は、確かに市民が利用するに当たって、有料なのか無料なのかって検討。私は実際、もう一律30分単位のお金もなしにして、30分で何ができるかという問題あるんですけど、それはあれです。ほとんどの駐車場は30分であれば無料であるんですけど、この辺で市民に対しても全員に、この辺はもう有料だという認識の中で出していただきたい、そういう思いがあるんですけど。課長に聞いても、課長が結論出せない。それを誰がどう考えるかというのは、やっぱり執行部の上の人に聞かざるを得ないだろうし、それはやっぱり副市長かね。市

長に聞いてもあれでしょうから。お願いしたいなど。

○議長（佐藤啓史君） 加藤副市長。答弁を求めます。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。30分無料もなくていいんじゃないかという御指摘だったと思いますが、先ほど来答弁させていただいているとおり、市営駐車場、様々な御利用形態ございます。学校の送迎等、どうしても使わざるを得ない方々もいらっしゃいます。1分、2分で送迎ができるとも思えません。なので、30分は最低限無料にさせていただいて、その範囲内で工夫をして使っていただくというのが最低限であります。一方で、日常的な使い方とは別に、長時間御利用される方については、市外の方と、市外というか、観光客等と同様に利用料金をお支払いいただくことが、先ほども申し上げましたが、周辺で月ぎめを借りている方々との市場の均衡という観点から、このような利用料金の形態を取らせていただいております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） それと、少し時間あるので、聞かせていただきたいのは、全般ですからね。結局、2輪車に関しては、その駐車場というか、止められるところを確保するんだと、無償。ただ、今、あそこにキックボードを置いてあるのは、あれは有償でもらっているんですよね。それ、お答えになられる。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。はい。あそこは東京にありますキックボードの会社から、行政財産の使用許可を出しまして、使用料を徴しているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） それは何平米で幾らもらっているんですか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。ただいま手元にすぐ出てきませんので、後ほどお答えさせていただければと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） その使用の問題というのは、時間の問題もあるんですけど、月ぎめも勝浦市も駅裏に確保しながら、普通の一般の町なかの駐車場も3,000円とか、4,000円とか。私も貸しているところも4,000円頂いています。それは大体2.5平米の5.5で10.25平米。そういう中の金額のはじき方の月ぎめでは安いです。ただ、時間給に直すと、先ほどの600円だ、400円だ、300円だの問題になりますけど、そこでの唯一の本当に財源確保でありますから、この駐車場に関しては、先ほど副市長が言ったように、どのような運用方法。やる立場でこれを言っているんじゃないくて、やっぱり煮詰めた結果が有料であるべきだと思っていますので、それをいかに、どのように運用するか、その辺を要望して、よろしく願いして、私の質問はこれで終わりにします。以上です。

忘れました。まだ時間ある。44号、福祉センター。

これ、福祉センターに関しては、確かに串浜区のお寺さんから借りている土地だと思うんですけど、これ。

○議長（佐藤啓史君） いや、いいです、いいです。

○9番（寺尾重雄君） 借りている土地だと思うんですけど、これは今、幾らもらって、これをいつ切って、それで、この。1回でいい。福祉センターは、先ほどの聞いていると、何かキュステに持っていく。福祉センターなくなるということは各自治体でもあり得ない話だと思うんですけど、この辺をどのようにするか。それ、お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。賃料等。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。まず、こちらの土地の賃借料につきましては、基本の額として年額123万円で、それに物価等の指数で年間、若干の違いはありますが、基本の額は年間123万円ということになっています。

保健福祉センターの機能をキュステ等に持っていくのではなくて、保健福祉センターの設置目的で行っている各種検診ですとか、そういった事業についてはキュステ及び各地区のコミュニティ集会施設で代替で実施できるということで、この保健福祉センターを廃止するという条例になっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 物価高騰で、じゃあ年度年度で、お金違うわけですね。それはそれとして、それで、じゃあ、その、そこにいる職員というのは、今度はどこにいて。それは予防接種とか、いろんなものはキュステでやりますよというのは理解するんですけど、そこに今までいた職員というか、仕事をされた方は、どこで今度は、そういう福祉センターの業務をするんですか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。今、保健福祉センターに入っている職員というのは、勝浦市社会福祉協議会が指定管理者として入って入っていて、その職員があつた建物で常時仕事をしているわけですが、先ほどもお答えしましたが、勝浦市社会福祉協議会は施設の廃止によって移転することとなりますが、その移転先については現在協議中であります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） いつも、よく分からない話で回答。いや、考え。本当に課長、最低限、その辺のことぐらい、これやめますよといったときに、その辺の話というのは当然出てきてしかるべき問題だと思うんですよ、ね。それをはっきりとは言えないにしても、大体この辺までこうしての先の見通しなくして、やっぱりこれは行政行ふ話ばかりの話だね。やっぱりこれは我々議員としても、ただここに座っていればいいってものでもないだろうし、座っていていいのであれば来ないけど。そういう中の問題じゃ、やっぱりまずいんだけどね。その辺は、やっぱり今後ちゃんと検討して出してもらわないと。

だって、議会でやめますかって言っていて、じゃどこ行くんですかって聞かれたときに、議員が知りません、そんな答えられない話だったらさ、やっぱり我々も恥ですから。いや、あまり勉強もしないけどね。そんなもの、したくないけど、聞かれたものに対して少なくとも返すべき問題ですから。以上で終わりにします。

○議長（佐藤啓史君） どうもすみません。寺尾議員。先ほどの駐車場の関係で答弁、ちょっと求められていますので、観光商工課長、答弁をお願いします。着席してください。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。先ほどの墨名市営駐車場のキックボードのスペースにつきましては8平米でございまして、令和5年度で年間3,360円を徴しているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって。

鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 今、寺尾議員の質問の社会福祉協議会の話、1点だけ、追加でお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 端的にお願いします。

○6番（鈴木克己君） これを廃止するというので、今、福祉課長のほうは、廃止後のこの社会福祉協議会事務の場所が、まだ検討中ということですね。そうしますと、これから廃止の議案が、これは可決された後に、あと半年あるんですけど、おおむねどういうところを今協議しているのかだけお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） それ1点でよろしいですね。その1点。

○6番（鈴木克己君） 1点です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） 社会福祉協議会の事務局については、社会福祉法人となっていますので、当然その法人の所定の手続きが必要となって、それを経て決定されること、最終的には決定されることとなると思います。

市としましては、空いている公共施設で、こういう施設があるということで提案を今している状態でありまして、その中で協議を行っているところであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 空いている公共施設で協議をしていると。どことは言えないということであります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第40号、議案第42号、議案第43号及び議案第44号は、産業厚生常任委員会へ、議案第41号は、総務文教常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第45号 令和6年度勝浦市一般会計補正予算、議案第46号 令和6年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第47号 令和6年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第48号 令和6年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第49号 令和6年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、戸坂健一議員。

○10番（戸坂健一君） 私からは議案第45号 勝浦市一般会計補正予算について、ページ数52ページ、

消防費の災害対策費、孤立集落事業4,200万円について伺います。4点通告してございますので、順次質問してまいります。なるべく端的に、委員会もありますので、伺っていききたいと思います。

まず1点目、備蓄品などの整備に関する費用とありますが、備蓄品の購入以外にも、例えば保管倉庫等の更新などには使用できるのかについて伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。本事業につきましては、千葉県孤立集落対策緊急支援補助金を活用して実施します。県補助金対象経費は避難生活に必要な備蓄品等の整備に関する経費として、水、食料等の整備、災害用トイレの整備、ベッド、毛布、パーティション等の生活用品等の整備、防災用備蓄庫など備蓄品の保管場所の整備などであり、さらに生活環境の確保に要する経費として、避難所、または区とか自主防災組織が開設する自主避難所を含みますけど、こちら避難所の修繕ですとか、トイレの洋式化、コンテナハウス、ユニットハウス等の整備などがあります。したがって、備蓄品の保管倉庫の更新も本事業の対象でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 承知しました。

次の質問であります。この備蓄品の購入を行った場合、この使用期限あるいは消費期限の切れた備蓄品について、どのように取り扱うか、お聞きします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。現在、市が購入し備蓄している品目の消費期限、使用期限については、飲料水で10年、食料品で5年、携帯トイレで10年であります。本事業においても同等品を購入し、各地区に配布する考えであります。

各地区におかれましては、市が主催する避難訓練や地区が主体的に実施する避難訓練の際に、その都度、備蓄品の状態や使用期限、消費期限の確認を行っていただき、消費期限、使用期限の到来の数か月前になりましたら、防災教育訓練の一環として、地区住民に配布、消費するなど、使用するなどしていただきたいと思いますと考えております。

また、どうしても地区内で消費、使用し切れない場合もあると存じますので、民間事業者の引取りを活用するなど、その仕組みづくりについて検討してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） この点について再質問いたします。防災教育訓練の一環として地区住民に配布をすると、消費期限が近いものですね、とおっしゃいましたが、配布ももちろんなんですけれども、例えば防災訓練の際に、こうした備蓄品を使った防災訓練をすることも一つの手段かなと思います。

なぜかといいますと、今、備蓄品、例えばアルファ化米であるとか缶詰等々あるんですけども、アルファ化米にしても、自分も1回作ったことあるんですけど、今は水とかお湯を入ると数分後に食べられる状態になるというふうになっているんですけども、中には乾燥材だったり薬品が入っているものがあります。そこに水なりお湯を入れてしまうと、食べれないものが出来上がってしまうこともあるんですね。そうしたことを緊急時に、やはり知っておくべきだと思いますし、以前、勝浦市に防災管理監がいらっしゃったときには、缶詰を使つたろうそく、

緊急用ろうそくの使い方なんかの講習もあって、サバ缶を使って、缶に穴を空けて、ティッシュの芯をつけて火をつけると数時間ろうそくとして使えると。その後の残った内容物も食品として食べられるみたいな、非常に有効な講習会なんかもありました。

ですから、こうした期限切れに近い備蓄品についても、避難訓練の一環として、ただ配るだけではなく、使っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。御提案のように、配るだけでなく、実際の避難訓練の際に使用、消費、実際に食べてみる、作ってみるというような訓練、そちらのほうも取り入れていきたいと存じます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 次の質問です。1組織というか、1団体当たり200万円の備蓄品購入ということでありますので、商品選別であったり、保管場所の確保など、その購入する団体の負担も大きいと思うんですね。どのようなサポートを市のほうで考えているか、お聞きます。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。備蓄品につきましては、飲料水、食料、携帯用トイレなどを予定していますが、各地区の備蓄品目に対する要望、ニーズは異なると考えております。備蓄品目の選別については、各地区の状況を確認し、各地区の意見等を踏まえ、きめ細かく、かつ柔軟に対応する考えであります。

また、保管場所については、地区の保存の保管庫が満杯であったり、沿岸部においては津波浸水区域内に設置してあるところもございます。今回の事業を契機に、各地区においても、分散備蓄にも取り組んでいただきたいと考えております。

特に沿岸部においては、一時避難場所として指定してある高台の津波避難場所に備蓄品を分散して保管することが効果的であると考えております。

さらには、備蓄品を各世帯に配布していただき、非常時持ち出し品としてリュックサック等に入れ、保管していただくことも想定しております。

なお、孤立した場合、支援が即座に届けられないという趣旨から、各地区の備蓄品を市の備蓄庫で保管することは県補助事業の対象外となります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） 4点目の質問項目です。この事業に関わる県補助金、半分出ていると思いますが、この補助金について今後も継続される予定なのかどうか伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。当該県補助事業につきましては、令和8年度までの3か年間実施される予定であり、本市も令和8年度まで本事業を実施する考えであります。

また、本年度実施予定の21地区以外の地区につきましては、令和7年度以降、順次実施していくとともに、避難生活環境確保対策としての自主避難所等の修繕や改修等の事業メニューにつきましても、各地区の要望等を取りまとめて実施していく予定でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） この点について再質問いたします。3年間実施される予定ということで、その都度4,000万なのか分かりませんが、備蓄品の購入メインとして使ってしまうと、100

万単位での備蓄品購入をするのはいいけれども、いずれこれは消費期限なり使用期限が来るものです。その使用期限が来た後には、もう補助金がないということになると、じゃあどうするんだということにもなってしまうかねませんので、3年間というふうに区切られているのであれば、これは孤立集落の対策事業だと思いますので、先ほどメニューとして、例えば災害用トイレの整備であるとか、自主避難所でのトイレの修繕、洋式化であるとか、さらには備蓄品の保管場所の整備という、いわゆるハード面での整備にも使えるというふうに思いますので、この3年間は重点的に、備蓄品の購入よりもハード面での整備に予算を充てるべきと思いますが、この点お考え、いかがでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えします。各地区において要望等いろいろあると思いますので、各地区とも要望を取りまとめながら、各地区の希望するメニューについて柔軟に対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。戸坂議員。

○10番（戸坂健一君） その各地区での要望を聞くのはもちろんですが、やはり市が防災のリーダーとして、この3年後に補助金がなくなるかもしれないとか、なくなるんだと思いますけれども、そうした中で、この3年間で何を整備すべきか。備蓄品を購入するのであれば、補助金がなくなった後のことも考えて、やはり市がリーダーシップを執って、各地区団体のほうに、何を購入すべきか、一緒に悩んで考えて指導していただきたいと思います。御答弁は結構です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 私は議案第45号、補正予算について3項目、質問いたします。

まず、歳入について1点、1項目。23ページの総務管理費負担金の中で、勝浦デマンドタクシー運行業務負担金で、勝浦デマンドタクシーの運行業務負担金が195万5,000円、これは歳入であるんですが、説明書を見ますと、今年の10月からデマンドタクシーを御宿内運行を行うことに伴って、御宿町からその負担金を、勝浦のデマンドタクシーに対する負担金を頂くという内容で、まず確認をしたいんですが、それが1点。

そして、その中に、これが行うまでに、御宿町と勝浦市の当然、協議があって、御宿町側からなのか、勝浦なのかは分かりませんが、その御宿町との協議、これがいつ頃からあって、どんな協議がされていたのかについて、お伺いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 質問の途中でありますが、午後2時10分まで休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に続き会議を開きます。

答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。まず、御宿町内の運行についてですけれども、現在、勝浦駅と御宿駅とを結ぶ勝浦～御宿線が1日3便運行されておりますが、運行本数も1日3便と少なく、自宅からバス停まで距離があるなどの理由で、利用者が少ない状況となっております。こうしたことから、小湊鐵道株式会社との協議をする中で、勝浦～御宿線は廃線とされること、その対応として、現在、市役所が起点終点となっておりますミレ

ーニア線を延伸しまして、沢倉区内の豊浜小入口を起点終点にすること、また、その先の新官、部原、御宿方面については、路線バスによる移動手段がなくなってしまうので、デマンドタクシーによる運行で対応することなど、協議検討を進めてきたところです。

そうした中で今回、これまで路線バスが運行していた地域を、生活圏としては一体の地域であるとの考え方から、御宿町内においても現在の路線バス、勝浦～御宿線のバス停10か所を共通乗降場所として、勝浦地区内の共通乗降場所との行き来をできるよう、デマンドタクシーの運行するという運びとなったところです。

そうした経緯からの運行ということになりましたが、御宿町での利用者分につきましては御宿町の負担とさせていただくことで協議をしてきているところです。

また、御宿町との協議内容につきましてですが、御宿町との協議につきましては、まず最初には、御宿町に相談したのは令和5年9月が一番初めてございまして、御宿町の担当者、担当課と勝浦市の担当課、企画課ですけれども、企画課とで、勝浦市、御宿町の公共交通の現状について、まずは意見交換のような形で協議の場を持ったところです。

そこで、例えば勝浦～御宿線が廃線の可能性があること、それに付随して御宿町の町民の方が塩田病院などを利用していること、勝浦の部原の方などが御宿駅を利用する方や買物に御宿へ行く方もいらっしゃるなどについても話し、意見が出たところでございます。

その後、担当者間での連絡調整、交通事業者との協議なども通しまして、御宿町、勝浦市、お互いの地域公共交通会議などの出席をして現在に至っているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） そうしますと、今、課長の説明で、小湊バスの路線バスが廃止になる、その間で、御宿のほうについては、御宿から勝浦、主には塩田病院なり、スーパーマーケットなりもあると思いますが、逆を言えば勝浦から御宿のスーパーにという話も関係してくるんじゃないかなと思いますが、そんな中において、実は御宿のデマンドタクシーの利用方法というのが、これ御宿町のホームページに載っていたんですけど、これを見ると、この乗換えの関係を今後どうするかという部分が載っていました。御宿の場合は、御宿のエビアミー号というやっぱりデマンドタクシーがありますので、それを使って取りあえず駅までは行く。御宿のデマンドで行って、御宿駅で乗換えをしたところに勝浦のデマンドが行って、迎えに行くという言い方おかしいかもしれません。それを乗り入れて、御宿の町民の方も、勝浦の塩田病院なりに利用できるというようなことがこの中で書いてありまして、ここ、自宅から何時に予約すれば御宿駅までには何時まで勝浦の車が行きますよという表がありましたので、それによって、私はもうちょっと中身を詰めて、勝浦のデマンドも御宿駅付近までは、もっと自宅まで迎えに行くのかなと思ったら、そうはしないということだったので、それはそれで今後の方向になろうかと思いますが、これは本当に両者お互いに町の状況、そして公共交通の状況は似ているので、これをやることは今後のことにはいいものだというふうに考えます。

やるに当たっては、やはりその利用料、利用率の負担金も頂く中で、御宿町行く、乗り入れる、乗り入れて迎えに出る、その利用料の算定について今回195万5,000円を頂く、負担金でもらうということになっていますが、利用料は御宿町でエビアミー号と勝浦のデマンドタクシー、たしか100円ぐらい違うんじゃないかなというふうに思うんですが、そういう利用料については、どのように協議されているのか。そして、この負担金の算定の根拠と、もう一つ聞いちゃいま

す。エビアミー号との勝浦のデマンドタクシーの関係。ですから、エビアミー号は、あくまで御宿町の町内の問題、住民を御宿駅まで送ると。そこに、これまで御宿～勝浦間のバス停の停車場は、この勝浦のほうのデマンドタクシーが、そのバス停を通じて、そこには御宿の利用客も来れば乗せるのかというところの問題についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。まず、利用料の勝浦のデマンドタクシーと御宿のエビアミー号の利用料金の調整等は行っておらず、そこは各自治体での公共交通のサービスということで、その料金調整は特に取っていないところでございます。

また、御宿町の負担金の算定根拠ですが、御宿町内の算定方法については、まず運行経費から国の補助金、運賃収入を控除しまして、自治体として負担する額を算出しました。そこから御宿町の利用割合分を負担していただくという考え方になります。

御宿町の利用割合については、これまでの勝浦市内でのデマンドタクシーの利用状況、1日当たりの利用人数などを勘案しまして、御宿町のエリアのおおよその人口を基に、その割合を算出したものでございます。

具体的に金額のほうを申し上げますと、支出の合計を2,414万円、収入の合計を824万4,000円、自治体の負担額を1,589万6,000円、支出から収入を引いた額1,589万6,000円に御宿町の利用割合12.3%としまして、御宿町の負担額195万5,000円を算出しております。

これは予算として計上しておりますが、最終的には年度終了時点において、利用人数により額の確定をさせていただく予定であります。

また、エビアミー号につきましては、運行範囲は御宿町内全域で、自宅等から乗車しまして、町役場、御宿駅、郵便局など16か所の共通乗降場所で降りることができるものとなっています。

今回、勝浦のデマンドタクシーの乗り入れについては、先ほどの説明させていただきましたとおり、路線バスによる移動手段がなくなることへの対応として協議検討を進めてきたところですので、議員おっしゃるとおり、例えば御宿駅でエビアミー号からデマンドタクシーに乗り換えることなどにより、塩田病院や勝浦駅への移動ができるなど、これまでの路線バスの代替交通として利用できるものと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） あと、これ、このことで3回目です。勝浦の路線バス使って御宿まで動いているのであれば、勝浦の住民が御宿の、例えば、これスーパーが結局、大きいところできて、あそこ結構人気あるらしいんですけど、そこに行くことができるのかどうか、勝浦の住民がね。御宿駅まで行くのは勝浦のデマンド使えば勝浦の住民も行けるということになると思いますので、その辺の、あまり拡大解釈してもしようがないので、将来的にはそういう方向もあると思いますが、今の段階ではどういうことなのか、これはこの段階でお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。現在の勝浦～御宿線の路線バスのバス停にて勝浦市民も利用して、そちらのほうまで行くことはできますので、そういった商業施設に関しても、そこから行くことはできるものと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） それでは、歳出のほうで2点ほど出してあります。

まず、歳出の1点目、32ページ、総務管理費、地域おこし協力隊活用事業236万4,000円。現状の活動と、この説明書によると、令和3年10月に任用した隊員の任期延長ということになっています。ここに至る経緯と、この予算を上げた経過について詳細に御説明をお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。今回の補正予算について説明させていただきますと、令和3年度に任用された地域おこし協力隊員の期間延長となります。

本来、地域おこし協力隊は、その活動を行う期間を3年以下とされております。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な活動を行えなかった隊員が3年を超えて地域協力活動を行うことを希望し、自治体が活動期間の延長が必要と認めた場合に、今回の令和3年度に任用されたものにつきましては、1年を上限として延長できるということで、最長4年までの期間が認められているとされておりますので、その延長を行うためのものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 今の説明で理解をしましたが、この隊員は移住・定住促進のために活動していただいているということで、ここに書いてありますけど、本来、今年、それこそ、一般質問でもありましたが、移住・定住の関係については、その問合せ件数も増えている、移住・定住される、したい方に対して、こういう隊員が直接対応していただくということで、非常にいい活動だと思いますが、やっぱりその受皿となる住む場所、それと移住・定住のこの相談窓口については、もっと充実させることも必要なのかなと。

現在は企画課の中、それとあと、ビジターセンターにあるんですかね。そこら辺がちょっと私も承知していないんですけど、その窓口を私はもっと、市に来て、移住・定住というか、そういう情報を知りたい人が来たときに、ワンストップでやっぱり対応できるような窓口が必要じゃないかなというふうに思いますので、そこを、この中の予算では非常に難しいのかとか、そのための隊員なので、そういう窓口について、これからどう考えるのか。これからって、やってきているので、今年度について、さらに充実した形を求めますが、どのように考えるか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。この補正予算に係る協力隊に関しましては、移住・定住のプロモーション活動を直接はメインで担当していただいております。その活動内容としましては、移住・定住専用のホームページですとかInstagramの更新、勝浦の魅力について移住者に語っていただきまして、そのインタビュー記事を載せるなど掲載等もしてございますけれども、移住の相談会ですとか、直接来られた方とかに移住の相談などの業務を行っております。当然、市役所の職員も移住の相談窓口として今現在やっているところであります。

相談窓口を複数あればというところもございまして、現在はそういった形でやらせていただきまして、例えば空き家活用に関しては、専用の電話回線を作りまして、現在、土日なども受け付けるなどしておりますし、事前に御相談いただければ、時間外でもオンラインでの御相談とか、そういったものも受け付けているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） この件について、非常にいい取組であるし、今回この補正して、3年を超えてしまう、4年までということですけど、これは継続して行っていくことが必要ではないかというふうに思います。

それと、あともう一つは、もうちょっと拡大して、その窓口を広くするなり、広くって面積じゃなくて、対応人員を増やすなり、そういうことについては、令和6年、今、7年度、これから当初予算もあると思いますが、そういうところで十分に検討してもらいたいなというふうに考えます。これは答弁結構です。

次に、47ページの商工費、地域プロジェクトマネージャー活用事業。そしてプロジェクトマネージャーとなりますと、これ国の総務省の関係になるんですかね。国のほうでは、このプロジェクトマネージャー推進要綱を作って、地方のこういう勝浦のような状況のところに総務省から、総務省では、この地域おこし協力隊や地域活性化起業人というものを派遣支援してくるというようなことで、これらの専門的なプロジェクトを推進していくことのできる人材を配置していくというのが、この今の現状における地方活性化の一つの対応として行われているのは承知しています。

現在、勝浦市において、先ほどの地域おこし協力隊もあるんですが、と併せて、これは観光商工課のほうの関係になりますが、今回予算を上げた、この活用事業について、どのような内容になるのか、お聞きします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今おっしゃられましたとおり、地域プロジェクトマネージャーの活用事業につきましては、国の制度がございまして、国の支援措置、交付税措置も講じられているところでございます。

勝浦市において今回御提案さしあげたという経緯でございますが、現在、フィルムコミッション事業を担っていただいている地域協力隊の方がいらっしゃいますが、その方の任期が令和7年1月5日までとなっております。こうしたこともありまして、これまでのフィルムコミッション事業の成果もございまして、この事業を継続、発展させるために、市の重要施策と位置づけて、専門人材を任用しようとするものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 最近、本当にメディアに勝浦が、涼しいまち勝浦のほかにも随分登場している、そして、このフィルムコミッションを通じて、勝浦の映像がテレビでよく流れるようになってきた等も感じています。そういう中において、この協力隊の活動は非常に有効なことであったなというふうに思いますけど、ただ、これが切れてしまう。これ、やっぱり継続していくための、この地域プロジェクトマネージャー制度を今度利用していくんだということだというふうに解釈するんですが。

最初に聞いたかったんだけど、地域プロジェクトマネージャーって、これ、どういう仕事やっているんですか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。国の定義によりますと、地方公共団体が地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠となる重要プロジェクトを実施するに当たりまして、関係者と橋渡しをしつつ、プロジェクトをマネジメントできる人材について、地域プ

プロジェクトマネージャーとして、おおむね1年から3年の期間任用する制度ということになっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 2点目になります。制度も、この活用も、私はこれはぜひやるべきだというふうに思いますが、ただ、違うのは、地域おこし協力隊の方とマネージャーの方の身分の違いが私あるというふうに読んだもので書いてあるんだけど、地域プロジェクトマネージャーになると、これは市の任用職員として採用するということになるかと思いますが、その辺は総務課なのかな。この採用について、どのような体制で、これを職員として、年度任用職員ですね、迎え入れていくのか。そして今回のこの補正は3月分までということで、当然これは継続した、令和7年度にもこの継続していくんでしょうけど、その辺の市の任用職員として迎え入れることについての考えをお聞きして終わりにします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。地域プロジェクトマネージャーにつきましては、国の要綱におきまして、地方自治体の会計年度任用職員として採用することとされているところでございます。

ですので、どのようにして採用するかという点でございますが、これにつきましては、公平性、透明性を担保する必要があることから、今後、公募により選任する予定でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 私のほうからは、一般会計補正予算の52ページ、災害対策費、それと53ページの中学校管理運営経費、それと59ページの補正予算給与費明細書、この3点についてお願いいたします。

まず、52ページ、災害対策費、孤立集落対策事業4,200万のことなんですが、説明のほうにつきましては、このものにつきましては、災害時に孤立する可能性のある集落に対する備品等の整備に要する経費を補正すると。需用費、消耗品費として4,200万、飲料水、保存食、携帯トイレ等、21地区で200万円というような形で、海岸地区自主防災組織設置地区ということなんですけども、まず災害に孤立する21地区というのは、これは限定的なものなのか、あるいはこの補正で指定したものなのか。災害発生したときの孤立集落、また21地区を選定した、この内容について伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。今回、孤立集落発生につきましては、勝浦市市内全域で発生するという想定としております。それで、本年度の予算についてはこの21地区ということで、この21地区は、部原から大沢までの沿岸部の16区、さらに15の自主防災組織のうち、勝浦、興津地区の自主防災組織10区を除いた上野、総野地区の5地区。上野地区では大森、上野、総野地区では松野、杉戸、市野川であります。特に津波被害ということを考えて、本年度は沿岸部の地区を中心に重点的に、この事業を実施する考えであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） そうしますと、興津、勝浦で16地区ですね。それと上野と大森と、あと総野地区で3地区ということに、これは平均して200万を支給するのでしょうか。先ほどの議員の質問

の中で、3年間これを支給しますよというようなところなんですけども、そうしますと、自主防災組織をつくっていない上野、総野地区についても、今の答弁ですと、孤立する可能性があるという答弁だったと思います。

そうしますと、つくっていないところの、そういう孤立した場合に、それを保障するというか、何かそういうものを備蓄するものは、今のところ、ない。また、ほかのところについても、この3年間で支給しますよというような形で聞いていますけども、まず1つは、200万がこの21の地区に平均していくのか、あるいは人数割とか、そういうようなことをするのか、あるいは申請によって金額を変更するのかというところと、この後3年間の今後の計画についてお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。市の考えとしましては、1地区当たり平均200万円で実施する考えです。なおかつ、これ県の補助事業ですので、県のほうの、これから交付申請しているわけですけど、県のほうも予算が県内全体で2億5,000万ということで、県のほうも予算の枠がございますので、その中で勝浦市への割り振りがどうなるかということもございますが、基本的には、この21地区に均等で予算、実施していくという考えであります。

また、ほかの残りの地区ですけど、もちろん自主防災組織が設立していない地区でも、この事業を実施していく考えでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。優先してするという事は理解するところなんですけども、そうしますと、そのほかの地域については、備蓄庫とか、そういうものもないですよというところがあります。そこに消耗品をもって使えますよということであると、そういうような手当をしなければいけないということも考えられます。

もう一つは、海岸地区にその物資を置くのは別に理解するわけなんですけども、今回、南海トラフとか、そういう津波に対して、この前6.6メートルというような話があって、その中で、備蓄したとしても、津波による被害が考えられるというようなところもあると思うんです。そうやってきたときに、各区とか、そういう人の、どういうふうな形で、それをすべきなのかというところが1つと、それとあと、各違うところ、違うというか、来年度、再来年度についての、そうすると21掛ける、この3だと63、簡単に計算しますと。今49地区ということになってきますと、そういうような地区の選定の方法とか、あるいはその要求の仕方とか、そういうことを何か考えているのかどうか。

それともう一つ、3年間でこれが終わってしまうということで、消耗品費ということなんですけども、やはり更新をする場合の経費というのが今後、考えられるのかなという気がしますけども、そういうことの考え方についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えします。まず、沿岸部のこの保管方法ですけど、津波が来た際は被害を受けてしまうということで、基本的に、先ほども申しましたけど、高台に指定してあります津波一時避難場所に分散して保管していただくとか、または各世帯に配布して、持ち出し用のリュックに詰めて、各世帯で保管していただく方法、そういうことを考えております。

また、ほかの残りの地区につきましては、来年度、残りの地区を実施したいと思っております。

す。

最終年度、来年度にも一緒に同時進行できたらいいんですけど、ハード面の整備、一時避難場所の環境改善、修繕等の整備もしていけたらなというふうに考えております。

それで、この消費期限、使用期限が、今回お配りしたのち、到来するということになるんですけど、こちらにつきましては、現時点では事業、実際に消費期限が切れた分についての補填については、現時点では未定でありますけど、能登半島地震を受けまして、市として備蓄量も増加していく予定でございます。

孤立対策の観点から避難物資の分散備蓄が重要であることから、市の備蓄品の保管場所の一つとして、各地区の備蓄庫、備蓄場所等も検討しているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑は。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。

では、続きまして53ページ、中学校管理運営経費5,574万8,000円。これにつきましては、勝浦中学校特別教室の空調設備設置工事に係る必要な経費を補正するということで、5,574万8,000円ということで、この設置箇所とかは書いてあるんですけども、その金額的なところはどうかというところを精査していきたいなと思うんですけども、ちょっと高いのかなという気がします。工事概要、それと、このエアコンにつく性能条件、それと、この積算方法等についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） お答えいたします。まず、工事概要につきましては、勝浦中学校の主に特別教室8教室に空調機を設置する工事です。ただ、その空調機設置に伴いまして電気容量不足が生じるため、現在150キロボルトアンペアなんですけども、そこから50キロボルトアンペア増設し、200キロボルトアンペアにする工事も併せて行う予定となっております。

続いて性能条件等につきましてはですけども、設計条件について、学校施設の工事であるため、官庁営繕についての技術基準、建築設計基準、建築設備設計基準に基づいて設計工事を行う予定でございます。積算につきましても、公共建築工事の積算基準、公共建築設備工事数量積算基準等に基づいて行っております。

教室の広さ、窓の大きさ、外壁、天井、床等から熱負荷計算を行いまして、必要な冷房及び暖房の熱量を計算しているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） もし分かればですが、その各工事の金額等については分かるのかどうか。

それとあと、この性能条件ということをお聞かせいただきますけども、考えるに、冷房というのは、何時何分に何度にしなさいよというような形で長い時間でゆっくり冷やすのか、あるいは、すぐ冷やさなくちゃいけないのか、そういう形で、車でいうと、クラウンなのか、軽なのかというような、そういうような選択で機種を選定もあると考えますけども、学校としましては、その性能というのは、そういう条件をつけたのか。あるいは先ほど言った、その基準に合わせたものということなのか。それだけお伺いします。2つお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） お答えいたします。まず金額につきましては、入札をこれから控えておりますので、個別のことについては控えさせていただきたいと思います。

性能につきましては、教室の広さですとか、そういった面ではあるんですけども、すぐに冷えなければというところでは、特に条件等は付していないというふうに聞いています。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。そうしますと、この金額につきまして、今後のことなんですけども、これから入札をして、この金額よりも最低価格でしたところに契約するというふうな形。これ来年度、今年度はできないということで繰越しをするというふうな形なんですけど、そのスケジュールがちょっと分かればお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） お答えいたします。今議会で予算のほうが皆さんに御了承いただけるようでありましたら、すぐに業者のほうを選定いたしまして、今年度から来年度7月までには工事を終了し、来年の夏には子どもたちが、このエアコン等の下で授業等ができるようにしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。

それでは、続きまして59ページの補正予算の給与費明細書なんですけど、こんなところ、いいんだろうかと思うんですけども、実は、ここの59ページのほうの中で、実際に6月の補正の際に、キュステの人件費、これは減額したということは私も認識しています。それは1,600万、キュステが今度、指定管理にしますよということで、人件費は下げましたと。

今後、配置替えなどで増額になると思われましたが、9月補正でのものについては、増ではなくて減。これも一般職員数が補正前217人に対して補正後は211、人が6名の減だということな形になっているということで、4,167万4,000円の減が今出ているということであって、ちょっと自分の感覚と、普通は増えるんだろうなと思って、実際にこの人件費についても、人の異動とか、それがあると思いますが、この1,600万も普通は増えるだろうなと思っていたんですけども、この内容についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。初めに、給与費明細書の職員数6名減の内訳について申し上げます。6名減のうち、3月末をもって退職した職員が3名、それから夷隅郡市広域市町村圏事務組合及び後期高齢者医療広域連合会への派遣が2名、それから予算の組替えで、一般会計からほかの会計への移動が1名で、計6名となっております。

6名減による影響額といたしまして、給与費4,167万4,000円減のうち、給料で2,206万円の減、職員手当で1,068万1,000円の減、合計3,274万1,000円の減で、こちらが給与費減の主な要因となっております。

なお、6月補正予算において減額しました芸術文化交流センター職員の人件費につきましては、職員の配置替えを10月1日で行う予定でありますので、12月市議会において、芸術文化交流センター職員の配置先の予算科目への増額補正予算を提案させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

次に、久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） では、私のほうからは議案第45号、補正予算のほうから孤立集落の対策事業についてお聞きいたします。この質問については、ほとんどがもう前段の議員の質問で、お答えをいただいております。

私のほうから1点だけなんですけど、各地区200万円というお話ですが、この200万円分の物品であつたり、先ほど言った倉庫とかの備蓄倉庫なんかに使えるということでしたが、例えば物品で頂く場合は、それが現金で頂くのか、物品で頂くのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えします。市が購入して、物品で配布する考えであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） では、物品でということですが、そうなりますと、例えば沢倉地区とか、沿岸地区の場合には、津波が来た場合には、例えば沢倉でいえば、集会所は恐らく津波浸水地域になっております。例えば物品を頂いて、取りあえずは集会所に置いておくと、そこは非常に危険な場所ということになります。

一番初めに考えるのは、恐らく上にどこか倉庫を用意するか、建てるかを考えなきゃいけないんですが、じゃあ、その間、その物品は、どこかに預けなきゃいけない、その対策については、何か対策を考えていらっしゃるかどうか、お聞きします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。預け場所ということで、先ほど来申し上げており、各世帯に配布して、世帯が避難持ち出し用リュックとして、リュックの中へ入れてお持ちいただくとか、あとは各地区に高台に指定してあります津波避難場所ですね、こちら、お寺さんとか、神社とか、多いと思いますけど、沿岸部ですから。そちらのほうに、スペースにも限りがあると思いますけど、可能な限り、そちらのほうで保管していただくというのを、地区とともに関係者をお願いしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

次に、寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 私から、この補正について何点か。

まず、この50号は後にして、先ほどのデマンドの問題は前段者も聞いてくれたんですけど、まず、この12.3%の計算が、先ほどの2,414万から814万引いた1,500万、これを計算した数字が御宿町からの話であるということなんですけど、実際、勝浦のデマンドを、確かに私の住んでいるところから御宿に駅に行ったり、そういう中での勝浦での運用の中の話には、どうしてもならないのかという問題なんです。それは御宿さんとの競合で塩田病院に来ると先ほどの説明の中であつたんですけど、塩田は塩田でバスを出していますよね。そういう面で、勝浦市の運用の中で、そこまでやる話というのがどうなのか。

そして、何で御宿。今後は御宿さんとのいろんな面での、給食にしても、いろんなもので競合というか、お互いの持ちつ持たれつの部分あるんですけど、その辺の感覚が、どうしてこうなった。

ただ、部原辺りの人間、あれ御宿駅に出たほうが近いですよ。そして、確かに勝浦駅で乗る

よりも運賃も少しは違うのかなと。それだったら勝浦へ出て、その辺のサービスのなもののお金の中での運用をされたらどうかとは思いますが、その辺の考え、もう一度、どうなのか、お願いしたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。御質問の件ですけれども、先ほど申しましたが、まずは路線バス、勝浦～御宿線の関係で、そちらのほうの交通手段をどうするかというところで、御宿町と、交通事業者である小湊バスさんと、そういった協議を進めてきたところです。そういった中で、その地域の公共交通をどうするかといったところと、今まで路線バスも通っていたと。部原の方が御宿駅にも行くと。そういった中で生活圏として一体の地域であるといった考え方から、今回こういう運びとして、勝浦のデマンドタクシーを御宿町内に運行させるということで協議が調っているところです。

また、もちろん勝浦市のデマンドタクシーですので、御宿町と協議をする中で、利用の負担分は相応分していただきたいということでお願いして、今回、予算の計上に至ったところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） この件に関しては先ほど、路線バスというか、市民バスが沢倉の豊浜小学校の下から出すんだと。じゃあ、そこまでの新官～部原のルートというのは、何で市民バスがそこに入ってこないんだと。それは道路が狭い。そういう条件では、何でそこから始まって、そしてデマンドのタクシー、先ほど3便ですか、1日。1日3便の小湊バスの路線バスがなくなる。どうも、ちょっと腑に。足の問題であれば、市民バスをもう少しこっちに延ばして、今やっているんだろうけど、路線バスは、当時、国道の問題を下に回すって言ったら、藤平市政のときに、バス停から500メートルはもう回せないとかって、当時の企画課長の話があった。ちょっとその辺が、どうもよく分からないんです。

御宿とやることは、御宿に出ることも多いんですよ、部原はね。ただ、勝浦のデマンドのタクシーは、使おうと思えば勝浦に出れるんだけど、御宿からの実際、この一千何百万ですか、これを頂いても、この辺で12.3%の問題で、本当に処理できるのかという問題あるんですけど、できるというならできるでいいんですけど、その辺、再度確認しておきたいだけ。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。先ほどの路線バスのバスの件から先に申し上げますと、繰り返しとはなりますけれども、現在は市役所が起点終点となっているミレーニア線があるんですが、そちらのほうを小湊鐵道との協議を通して、延伸していただくということで、沢倉区内の豊浜小入口まで、現在の勝浦～御宿線の通っている路線の豊浜小入口までを延伸していただき、起点終点にさせていただくということで協議しているところでございます。

あと、12.3%ということなんですが、今回、デマンドタクシーのサービスの拡充もありまして、部原と新官の自由乗降区域の拡大ですとか、勝浦地区内での共通乗降場所の乗り降りができるようにといった新たなサービスもございまして、そういったことから、また乗降人数については多少変動があるのではないかなという見込みもございまして、そういったものも加味しながら、今回、その利用者負担の利用者の割合を考えまして、御宿町のほうは12.3%とさせてい

ただいているところです。

ただし、予測の範囲ということですので、最終的には年度末の終了時点で、御宿町内の共通乗降場所を使った方の人数の割合に応じて金額のほうは確定しますので、この12.3%が確実ということではございませんで、増える可能性も減る可能性もあるというところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） ミレーニアの件はミレーニアの件であれして、小湊バスが御宿との路線バスをなくすに当たって、勝浦がそのデマンドをあれして、そのバス路線がなくなるから御宿まで延ばしたのかねって話でしか聞こえてこないから。それは小湊バスの運用の問題であって、勝浦市に対する問題は、ミレーニア延ばそうと、何延ばそうと、やっていただけることが市政の運営じゃないかと思って。それを今までバス、じゃ市内で、デマンドもバスもないところでは当然やっているんだけど、バスのあるところの串浜でもどこでもデマンドで運用しているわけじゃないですか。それを何でデマンドに変えちゃって、バスがなくなったからデマンドですよ。そうしたら御宿ですよ。御宿へ行くのは、勝浦市民の勝手な、部原の人たちは近いからという問題ある。新官はあまり行かないんでしょうけど。その辺がちょっとよく理解できないのという思いだけです。

それはそのようにデマンドと御宿との競合というのは今後の問題にしても、取りあえずその一手手前で考えていただけなかったのかということであります。それを回答しろと言ってもね。だから、腑に落ちないから聞いているだけです。

そして次に、先ほど来の孤立集落の対策について前段者も聞いたんでしょうけど、これは52ページに行っちゃうんでしょうけどね。これ21区、確かに部原辺り。部原の話ばかり言っている。勝浦の海岸通りに自主防災やっていないところは、たしか4つか5つあったのかな。そして、先ほども沢倉の問題も出ていたんでしょうけど、実際どこに、この保存食とか飲料水を。津波区域だって、一般質問でも課長は言われたんでしょうけど、その辺の対策、本当にどうするんですかって問題なんですよ。これは区、もらえることは、いいことでしょうけど、この辺での2,100万もらえて、それを各地区に200万ずつ配るにしても、配られたところを本気になって。

いつ来るか分からないわけですよ。もう70%確実に30年で来るといったって、それから数えたら、もう3年ぐらい過ぎているから、あと27年ぐらいなのかという計算になっちゃうけど、そんなのはどうだっていいけど。その辺、本当にどうしたらいいのかということで、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。今回の物資が一番効果を発するというふうに考えますのは、高台に指定してあります津波避難場所、一時避難場所、そちらのほうに分散して保管していただくと、こちらが一番理想と考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） だから、それは勝浦の市役所は高台でしょうけど、じゃ部原のどこに保管してくれるんですか、じゃ新官のどこに保管し。具体的なものというのは、これからなのか。どのように。

だから、先ほども施設を造るのかって話も出ていたみたいですけど、その辺ははっきりと方法を言って、今すぐじゃないけど、ここまでやっていただけるという千葉県の方針であれば、それに伴うものをどうしたらいいのかという問題ですよ。

部原の区民会館に置いたって、津波の範囲ですよ。来るか来ないかは別にしても。あなたたちの結局ハザードマップで、私たちも認識する中でのハザードマップで来ちゃうんですから。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えします。市が作成、配布してあります総合防災ブック、こちらのほうには沿岸部各所に細かく津波避難場所が指定してございますので、これに基づいて、こちらの地区に分散して配置できればというふうに考えてございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 具体的に、じゃあ例えば隣の新官、沢倉、先ほど聞いていた。沢倉は豊浜小学校ありますよ。備蓄庫だって何だって、セットしようと思ったら、高台へ。

だから、例えば部原辺り、どこかにマンション借りてお願いするのかね。あるいは新官だったら、どこに保管する。もう少し分かるように言っていただきたいなと。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。鈴木消防防災課長。

○消防防災課長（鈴木和幸君） お答えいたします。部原地区で具体的に申し上げますと、津波一時避難場所としてはロイヤルヴァンベール勝浦ビーチですとか、部原荘、瀧口神社、それから八部集会所、長秀寺、こちらが津波一時避難場所として指定してございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 次、じゃ。それは避難場所は分かりますよ、高台ですから。いや、備蓄の話なんですけどね。それはもう回答できないからいいんですけど、質問も。

次に、これは27ページ、学校教育施設、コメントもらって、放課後ルームとか、いろいろな問題あって、学校管理運営の5,500万、これ一括で私のほうは。先ほど前段者からも、このエアコン、単純に考えて、前に教室を幾つやって、前のよりも物価も上がっているんだという話もあるでしょうけど、実際、前が、教室は8、8、64平米ぐらいですよ、普通は。8掛ける8。特別教室になると、多少なり大きさも違って、これが100平米近いのか、90平米。8、8、64よりも当然多い。

それはそれとして、エアコンは、熱貫流、計算すればいいんでしょうけど、それよりも、実際、何年か前、普通教室のエアコン設置やりましたよね。それに伴って、それが何台つけたときに幾らだったのか。それをまず教えていただきたいのと、極端に、先ほどの前段者の質問でも、キュービクルの100キロワットをどう増築するかって問題あったんですけど、そういう中での話を踏まえてもあれなんですけど、取りあえず、全教室をエアコンつけたときの、何台つけて幾らだったのか。うちのほうも議会であれでして、私も調べて質問していればいいんでしょうけど、もし分かれば教えていただきたい。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） お答えいたします。前回、勝浦中学校普通教室に空調設備を設置したのが令和元年8月でございます。その際、最終的には3,319万9,100円の工事でございます。普通教室14部屋、14教室行っております。普通教室の広さが56平米。今回工事で考えて

おります特別教室につきましては、その1.43倍に当たる80平米の広さの教室となっております。また、建築資材価格のほうが当時、その令和元年と今回を比べますと、約47%アップしている状況でございます。

そのようなところも含めまして、今回このような金額で要求させていただいているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 8教室と14教室での比率から考えても、1.7ぐらいの割合の教室の数、そういう計算したってしょうがないんだけどね。実際47%上がっているのって問題があるんですよ。47%建築費が3割、3割5分の話というのは聞くんですけど、50%近い問題というのはあまり聞かないし、それをあまりにも盛られても、どうなのか。いや、盛ってはいないんでしょうけど、そういう感覚で私はしゃべっているんですよ。

そうしたときに、通常、これ言うからには、私なりには、これエアコン調べてきました、ダイキンで。それは値段言ったってしょうがない。これから入札もあるから。そうしますと、実際いろんな工事面、キュービクル、これ増設しなくても、1個つけちゃったって三、四百万ですよ。いや、そういう計算になっちゃう、私はね。それを言ったってしょうがない。

ただ、ちょっとこれ高いなと。高いなというのは、やっぱり絞ることによって市民負担も少なくなるし、これは単独事業で補助金なしですよ。

○議長（佐藤啓史君） 市単事業ですよ、予算書の。

○9番（寺尾重雄君） 起債して、単独ですよ。県から補助金出るんですか、ね。いや、それも聞いても出ない話の中で。そうすると、全部市民負担ですよ。市民負担だったら、それはやっぱりある程度、今後煮詰める話で、誰がどうしたのか知らないけど、煮詰めて話して、また入札の段階でも、どこまで下がるのか。

これが、先ほどの話じゃないけど、皆さんも分からないなりに努力しなければいけない問題というのは大変でしょうから、その辺考えていただいて執行していただければどうかと思いますので。それ以上、何が幾らで、かにが幾らとといったって、大体の問題というのは。

エアコンが単独で1本ずつ引くわけではなく、マルチでやるんでしょう。普通、隣の教室とこっちの教室3つぐらいはマルチで落として、屋上へ上げるか、下へ落とすかの問題でしょうから、配管なんか、どうだって。どうだってって、仕事ですから。

一応、県の単体にしろ何にしろ、その辺の精査ができていければと思うので、この質問させていただいたんです。それは答弁はいいです。

あとは、クリーンセンター、44ページ。44ページは、この可燃ごみの仮置場について、これ、プラントの冷却塔とか、クリーンセンターの施設改修工事で予算づけられているんですけど、可燃ごみのこの500万、これというのはどういう意味なのか説明願って、実際どこをどうするのか、具体的をお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。こちらの可燃ごみの仮置場の拡張工事でございますが、今後予想されます工事、また昨年のような不測な事態による緊急停止の際に、可燃ごみを外部搬出するケースが想定されております。昨年、外部搬出する際に、施設の中にあります洗車場といって、車のパッカー車を洗う場所があるんですけども、そちらを可燃ごみの仮

置場として外部搬出しておりました。

なぜそこを使ったかという、洗車した水が場外に出ないような施設という形になっておりまして、その水が施設の中で処理できるようなものになっております。

その昨年の外部搬出の際に、そこを利用した際に、搬入量の多い、月曜日等なんですけども、そういったときに、そこに入り切れない状況ができてしまったという実例がありました。その中で検討したところ、その洗車場の位置を拡張して、仮設のごみ置場として、不測の事態もしくは今後の外部搬出を伴う工事に備えようとするものです。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） だから、それは今聞いて分かったんですけど、どのくらいの大きさを、どのように何をするか、具体的に分かれば教えてもらいたい。

なぜかという、やっぱりクリーンセンターさんには本当に補修工事から、この後、契約の問題も出てくるんでしょうけど、これ、もう少し、プラントのほうの冷却塔とかこんな、こういうものというのは、幾ら言ったって、あそこの業者のほうで出されて、それをどうするかって問題ばかりの話なんですけど、その後の話で、またあれですけど、これ具体的に。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。工事の概要となりますが、L型の擁壁工、こちらを高さ3メートルのもの、長さ4メートル、それに加えて高さ2.8メートルのもの、長さ10メートル、こちらを外側に囲いまして、その内側をコンクリートでたたくような形になります。あわせて、現在、資源物置場となっております昔の車庫の場所なんですけども、こちらを養生するために、鉄製の仮囲い、これを4.7メートル計画しております。

現在、その洗車場というところで、今まで仮置場で使った場所なんですけども、40.6平米ありまして、新たに拡張するものとして、40.3平米の拡張となります。ごみ量にして、どうしても倍ぐらいになりますけども、同じ高さで積みませんので、量としては約1.5倍から1.6倍ぐらい、そこに収められるんじゃないかと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） この3メートル、4メートルってなると、実際、工作物としては、当然それなりの安定を取っておかないと崩れちゃう問題もあるんでしょうし、これはまた執行の中でどうするかという問題もあるんでしょうけど。これは生コンから何から計算して出せよという、今すぐ出せないだろうけど、出すというので、今度は出しているけど、別にして、それは。

とにかく、これ3メートルっていったら、あれですよ。その、もう入り口以上の高さ、ありますからね。それがぐるっときたときに、相当の強度的なものもあるんでしょうし、安全も第一ですから、そういう中で、それは分かりました。分かりましたというか、理解する話です。

ちょっと1点だけ、私、出している中で、49ページの市道の維持管理費、これが1,219万。これ補足説明の中でも、草刈り、これは何で補正で1,219万、市道の草刈りとして出てきているのか。これ予算上で、当然これだけの金額という、予算の中で補正で組む話をするということは、何か特別な話なんですかということで、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。市道の草刈りの業務委託は、春と秋の年2回で行っております。そして、当初予算では春に行う分だけ予算計上をさせていただいております。

今回は2回目の秋の分ということで予算計上しているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 毎年、当初予算で春しか見ていないんですかって問題ですよね。今まで長年市道、ぽっと生まれた市道じゃないのに、それが予算計上として当初予算で春しか見ていないで、これを補正で今回組んでくる問題というのは、ちょっとやっぱり腑に落ちないというか、何なんだという問題なんですけど、課長、ね。

やっぱり市道って、みんな市民だって草があって確かに困る問題で、私も土木事務所だったら当然電話して、刈れと言ったら、この前、中学の洗濯小屋の前ね、あそこだけ刈らない。あの先、刈っているから、土木事務所に電話して、少し刈っていただいたときあるんですけど。

本当に課長、それ、意味がちょっと理解できない。どこか新しいところが皆さんに言われて刈ったというのであれば別だけど。それ、どうなんですかって問題。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。この春秋2回というのは、1つの路線を2回ずつ、2回刈っているというところで、特に新しい路線が増えたということではございません。

また、当初に上げていなくて、また補正ということなんですけども、これ実際に1回目の春をやった後に、やはり入札差金が発生します。入札差金、入札のした後の執行残みたいな、それが発生しますので、それを秋分に回してというような形で、少しでも支出を抑えるというような形で2回に分けて。1つの路線、2回やっているんですけども、そこで支出を抑えるというような形にしております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） どうもね。言っていることは理解できるんですけど。いや、当初予算ですよ、この路線、草が生えて、入札したら、そのあれが余ったから、これは秋に回そうよと、だから春しか見ていないんだよと。全部そういう手法なんですかって問題になっちゃう。

結局ある程度見ておいて、今回の予算で9億何ぼも執行残、余っている問題あるんでしょうけど、それ課長、やっぱり違う。予算は予算で計上して、その中で入札して余ったものを、じゃ何かに回すとかだけど、もう草刈りに余るのを前提として、じゃ、その単価高いんですかって問題になっちゃうし、よく分からない。よく分からないけど、今後はそうじゃないでしょって話で終わりにしますけどね。違いますよ。草、本当、年間3回も4回も刈らなければいけないし、草刈りに本当に大変なんだけど、それ春はあれして、秋にはその余ったので刈りましようじゃ、市道も、事故起こしちゃうし。

考え方は、私の言っていることを理解してもらって、答弁いいですから、終わりにしますので、今後はそういう方向でお願いしたいなと思います。以上です。終わり。

○議長（佐藤啓史君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第45号は、関係する所管事項について総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会へ、議案第46号、議案第47号、議案第48号及び議案第49号は、産業

厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

午後3時30分まで休憩いたします。

午後3時21分 休憩

午後3時30分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に続き会議を開きます。

次に、議案第50号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 私からは、議案第50号 工事請負契約の締結についてお伺いします。

まず、令和6年当初予算の第3表債務負担行為で、令和6年、7年の期間で4億6,387万円を計上し、議決をしているということは認識しております。議案第50号は工事請負契約の締結の議案ということであり、契約金額は4億5,870万円で、この予算の98.9%、517万円の差ということであります。であれば、当初予算債務負担行為計上時点で工事の全容は決定しているのかなというふうに考えます。

その上で、当初予算の際の市長説明、また財政課長の説明の中でも、このクリーンセンターの改修工事の説明がなかったということと思われることから、今回、契約の相手方の決定の方法と契約金額の内容及び予算措置についてお伺いします。

また、この事業の概要につきましては、資料により確認できますが、工事のこの目的、大きな目的、それと工事の計画についてお伺いします。

また、工事請負契約の名称が、これがクリーンセンター施設改修工事その2ということになっているんですけども、この名称では工事の内容が何であるか、ちょっと把握できない。名称から推測しますと、大規模な施設改修工事の計画があつて、その改修工事を分けて実施するために区分けしたというふうに推測するところなんですけど、であれば、その改修計画はどのような時期に計画して、また、その1、その2、あるいはその3とか、そういうのがあるのかどうか、これをお伺いします。以上。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。初めに工事の契約の相手方ではありますが、荏原環境プラント株式会社であります。この会社はクリーンセンターの施工会社でありまして、設備、機器類等を全般に熟知しており、また当施設の特種な設備、機器類等、専門的な知見や技術などの関連性から契約の相手方が特定されると判断したものでございます。

次に、契約の相手方の決定でございますが、先ほど申したとおり、知見や技術、当施設の内容等を熟知しているということで、相手が特定されることということから、地方自治法の施行令167条の2第1項第2号の規定により、随意契約としました。また、財務規則133条第3項第1項の規定により、1者見積りとしております。

契約金額の内容、内訳でございますが、資料のほうにも添付させていただいておりますが、給塵装置の交換、これが3億2,076万円、給塵装置用制御盤、こちらの改造が1,925万円、高圧

配電盤設備、これが5,115万円、ハードウェアの機器更新、これが6,754万円となっております。

予算の措置につきましては、工事に係る製品の製作に14～15か月、さらに設置工事2か月程度、工期が見込まれることから、令和6年度に支出がないということから、債務負担行為に基づき契約し、令和7年度において歳出予算の計上を行う予定であります。

また、事業の概要、目的等でございますが、今後の本市のごみ焼却処理施設等の処理方法や在り方等に検討しているところでございますが、いずれにいたしましても、あと8年ぐらいは現施設を使用することになると思われます。それに伴いまして、本工事を実施するという考えに至っております。

内容については、給塵装置等、これはごみをピットからクレーンで投入し、ホッパーに貯留したごみを一定量ずつ、連続して焼却炉のほうに供給する設備となっております。

この設備は、平成14年の排ガス高度処理施設改造工事、一般に言いますダイオキシン対策、こちらの工事に伴いまして設置して以降、更新をしておりません。したがって、経年劣化による故障リスクが高くなっていることから実施するものでございます。

次に、工事計画になりますが、今回の工事の内容は、本クリーンセンターの施工会社と協議の上、将来この施設を一定の期間利用するために、主に給塵機等について、現時点で実施すべき工事について行うものであります。

スケジュールとしては、議決をいただきましたら、先ほど繰り返しとなりますが、本契約を締結しまして、機器整備の製作にかかります。

機器製作には、先ほど言いましたとおり、14～15か月かかると思われ、納品が令和7年12月頃となると思われます。その後の機械設置となりますが、そちらは施設を停止している、定期修繕の期間に合わせて施工を予定しておるところでございますので、令和8年の1月から2月頃になるという計画であります。

なお、今回は給塵のほうの工事となりますが、そのほかの部分についても、施設を維持するために、ほかの工事も検討していく必要があると考えております。

あと、その後、契約の名称がその2となっているところにつきましては、クリーンセンター施設改修工事その2という名称は、センターの改修工事の内容、あと工期、発注時期等、それと施工する場所、そういったものを鑑みまして、整理、管理するために分けたものでございます。

改修工事のその1につきましては、当初の歳出予算にも計上させていただいておりますが、煙突の整備工事になっております。今回のその2の工事と関連、影響がないということ、それと工期も年度内に収まるというところなので、別工事ということで発注いたしたところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。そうしますと、ちょっと1つあります。この改修工事につきましては今後、今言ったおおむね8年を、この清掃センターを、クリーンセンターを使うんだというような目的で改修をするということであり、この契約については、令和5年ですか、5年ぐらいにその計画というか、全体的な計画あって、その1というのは、もう既に行ったと。その2というのも、今、これが今回、債務負担行為、工事契約によって実施をするということですが、これだけではない。これから先も8年を経過するために、使うためには工事が

必要であると。今後また、それについては計上されるというような考え方でいいかと思いますが、それを聞くのが1つと。

次に、この予算なんですけども、令和6年度には予算が出ていないということであるけども、令和7年度にされるんですけども、現時点で、この工事請負契約に関わる財源の内容についてお伺いするとともに、この議案につきましては、1億5,000万を超えたものについて議会に提出するということなんですけども、物価高騰の中であり、令和7年度以降になってきますと、やはり金額が変わるのかなということが考えられます。

そうしますと、その変わったときに、これは事務的なところなんですけど、これはもう一度、工事請負の契約の締結についてということで、この議会で議案として出てくるのか、あるいは補正の予算のほうで、その金額について審議をされるのか、これをお願いいたします。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。この後の工事というところで、前段としてちょっとお話しさせていただく部分としては、令和2年に夷隅郡市2市2町の広域ごみ処理計画が白紙になった後に、今後ごみ処理施設の在り方や、さらなる広域ごみのごみ処理について検討する中、単独で新施設を整備するにしても、さらなる広域ごみ処理となっても、実際の稼働までには、先進の例から、6年から8年の期間が必要と認識しております。勝浦市クリーンセンターを相応の年数、こちらで焼却を続けるために必要な修繕として、プラントメーカーに相談をして、こういった提案をいただいているところであります。

次年度以降になりますが、まだ確定にはなっておりませんが、現時点でメーカーのほうからは、不燃物搬送コンベアの更新や排ガス冷却器の更新などの提案をいただいておりますが、今後精査の上に、しかるべき時期にお示ししたいと考えております。

○議長（佐藤啓史君） 次に、軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。私のほうからは財源につきましてお答えをさせていただきます。本事業の財源といたしましては、現時点、市債を主に考えてございます。今回提出してございます本議案、工事請負契約の締結案件でのクリーンセンター施設改修工事その2では、改修箇所がセンター施設におきまして基幹的な設備の位置づけでありますことから、今定例会での補正予算案第2号、補正地方債にも計上しております、通常の一般廃棄物処理事業債、起債充当率75%、交付税措置30%より有利な起債充当率90%、交付税措置50%の同事業債での重点化等事業として起債の計画を立ててございます。このため、事業費に対し充当率90%で地債、地方債が4億1,280万円、その起債充当残4,590万円には、公共施設等整備基金からの繰入れを計画してございます。

なお、例年11月に、千葉県から翌年度の過疎対策事業債の要望額調査もございまして、今回のクリーンセンター施設改修工事も過疎対策事業債の対象事業と考えておりますことから、この起債充当率100%、交付税措置70%のさらに有利な過疎債につきまして積極的に要望してまいりたいと、このように考えてございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑は。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。最後に1つだけ、ちょっと聞き漏れたかもしれないんですけども、随意契約をしましたというところで地方自治法、随意契約の第2号というこ

とで随契としたということなんですけども、この会社を随意契約した理由というところなんですけども、自分も清掃やっけていまして、安定的にこの仕事ができる、工事ができる。清掃の関係につきましては、運搬につきましても、ちゃんとした会社というか、車もちゃんとにある、事業経営もしっかりしている、そういうところを契約するというような、運搬の場合はそういうものがあるという自分も認識しているところなんですけども、今回、随意契約したという改正につきましては、今先ほど話のあった中で信頼できる会社だと私は考えていますけども、その随意契約した会社の、もう一度、その会社の選択した考え方について伺います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。随意契約とした理由は、先ほど申したとおり、地方自治法施行令167条の2の第1項、第2項の規定ということになっております。先ほど議員おっしゃいましたとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中では、当然、自治体としての責務、それと、ちょっと申し訳ありません、今、条文があれなんですけども、処分についても自治体としての責務があるというところで、併せて市の責任として、きちんと廃棄物を処理するという考えの下であります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 私からは議案50号、今と同じ。今の内容も、ある程度分かったんですけど、実際、何で令和8年まで工事を延ばさなければいけない。じゃ何でこれを今上がってきて、これ、どこかで不具合があって、こういう関係で、予算はあるから、今の起債の問題と地方の問題あるんでしょうけど、これを、こちらから提案したのか、プラントのほうから提案されて、これやらないと駄目ですよと言われて。この前見た後、12月ですか、壊れちゃうことも困るから、やっておきましょうよという話であったのかね。どうしてここに、こんなに長く15か月も先の話であっているのかと。まだほかにもありますよって脅かされながらですね。私に言わせたら脅かされながら、予算つけろよというような意味合いしか取れないような話になっちゃうんだけど。私はね、はっきり言って。

だから、その中で本当に今までの、確かに、0.27ナノグラムだ何だ知らないけど、平成11年の話からダイオキシン問題から来て、2炉を1炉に変えてきて、確かに今後も、あと8年だ10年だ、もたせなければいけない。

そこで、今回のお金というのも4億5,000万近くを入れて、なおこの先、先ほどの答弁の中でも、まだかかる問題があるんだと。一体これまでのお金、修理しながら来ていた問題って、一体トータルでどのぐらい来ているのかと。そして、これを、どこから言われて。こちらから、これ、もうどこか不具合だから直さなければいけないと相談したら、こういう話になっちゃったのかって問題。向こうで見て、ああ、これはもう駄目ですから、どうなんですかって、その辺の話はどうなんですか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。先ほども述べましたが、令和2年に2市2町の広域ごみ処理計画が白紙となった後に、当該施設も含め、小規模で、市単独で持つような施設、もしくはさらなる広域という、いろんな考えを持つ中で、先進地の例から、稼働開始まで6年、8年かかってしまうような状況にあるというところで、プラントメーカーのほうに相談

を投げました。当然、相談乗ってくださいという段階で、すぐというわけにはいかなくて、やっぱり現場を見た上で、見積りなり、こちらの直すべきところをチェックする、確認するという作業がありますので、どうしても施設を静止しているときに、点検したりチェックするという作業もありましたので、この時期になってしまったというところではありますが、そういったところを見ていただいて、あと現場の作業員等の施設を使っている状況とか、異音とか、そういう不具合の部分を集約した上で、荏原環境プラントのほうから提案をいただいたものになります。

あとクリーンセンターの保守、改造等に係る経費の推移でございますが、大規模改修後、平成15年に完了していますので、15年からの推計でいきますと。すみません、ちょっと待ってください。14億3,300ぐらいの投資をしている状況にあります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。2回目。

○9番（寺尾重雄君） 実際、もう荏原って名前出しちゃいますけど、ここのプラントしかできない、ほかは全部タッチしてこない。そこで平成15年から今までで15億、1年間に8,000万ぐらいかかっているのかって問題あるんだけど、今後の中で、これを、まだまだかかってくる話で、やっぱりごみ行政って言ったらおかしいですけど、これを仮に市原に行くにしても何にしても、これ本当にもっと考えて、執行部も当然考えていただかなければいけない。

だって、ここへ来て荏原に、荏原って、プラントメーカーに言われてですよ、まだ壊れていないのに、もたすために4億5,000万を、この後も、何か先ほどの話で、かかると。一体どうなっちゃうのかという問題ありますよね。それは1,000万、2,000万の話なら、勝浦市もそのくらい体力あるんでしょうけど、4億5,000万とか5億とかって話になってくると、これはやっぱり、その8年間もたすにしても、余計に悪くなっちゃうし、課長の考えでは言えないとか、話もできないものはあるんだけど、これはもうあなたたちにしてみれば、私たちは業務を遂行するだけで、もう執行部で考えてくれって話もあるし、私たちは言われたとおりにやりますよって話。

ただ、このプラントメーカーに言われて、はい分かりましたで、この金額を受ける話なのか、課長なりに努力したのか、その辺はどうなんですかって問題ですよ。それ、ちょっと聞いておきたい。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。当然、最初に出てきた金額に対して、我々にとって、私にしてもインパクトの大きい数字でありました。なので、なのでというか、不定期ですけども、担当者が、また営業とか、設備の担当が来るときとか、最近ではZoomとかによるインターネット、打合せとかの際に、この工事について、例えば更新である部分を補修で何とかならないのかとか、部品交換でもたせられないかというような交渉は、日々というか、事あるたびに、お話ししてきている状況にあります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 本当に大変でしょうし、1社、2社いて、それを比べることもできないと私は思っているからね。実際言われれば、営業担当は、こういう言い方したら、自分の成績上げるために新しいものに変えて、変えさせた、車の新車に変えるのと、もうほぼ変わらない話の話じゃないかと思うし、本当につらいものあるし、この辺をやっぱり、もうね。今これ市長、副市長に言ったところであれだから、あなたからも、やっぱり本当に、もう膝突き合わせて、

このごみの処理問題はやっていかなければいけないと思いますので。本当大変だと思いますよ、金が大きいだけに。先ほどの草刈りなんか、まだ課長決裁で済むから。冗談ですけど。

そういう中で、本当にこれを、やっぱり起債のほうも今、財政課のほうでは、いろいろ考えて努力されて。

ただ1点、この辺の起債とか地方の問題も、ある程度は業者は知っているわけ。それだけ聞いておきたい。そうすると、やらせちゃえば入っていくんだと思うだろうし、その辺の話もあるんですよ。その辺どうなんですか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。先ほど来申したとおり、打合せのたびに何とかなりませんかという話をする中で、こういった起債の話だとか、あと国の補助メニューの話なんかも承知しているようには話の中では読み取れると感じています。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 3回、終了です。

以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号は、産業厚生委員会へ付託いたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第51号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第52号 千葉県後期高齢者医療広域連合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上2件を一括議題といたします。

これより質疑に入るのですが、発言通告はありませんでしたので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号は、総務文教常任委員会へ、議案第52号は、産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第53号ないし議案第57号、以上5件を一括議題といたします。

本案は、いずれも決算認定でありまして、既に提案理由の説明並びに当該決算審査意見の報告も終了しておりますので、これより直ちに質疑に入ります。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め45分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

これより質疑に入ります。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） 私のほうから2点、質問させていただきます。

決算書の243ページ、飼肥料等価格高騰対策支援事業について、受給者は勝浦市農業従事者等全体の何割であったか、教えていただけますか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。飼肥料等価格高騰対策支援事業におけます受給者の割合ということでございますが、本事業の支給対象者となる令和4年分の農業所得申告者を本件におけます農業従事者といたしますと、117名でございました。この117名を分母といたしまして実際に受給を受けました61名の方を分子といたしますと52.1%となりまして、おおよそ半分の方が受給されたと認識しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） 次に、ちょっと私のほうで把握そびれているのかもしれませんが、教えていただきたいんですが、当初予算は、この補助金ですか、幾らであって、その算出根拠はどのようにして出されていたのか、お教えてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。令和5年度におけます飼肥料等価格高騰対策支援事業におきましては、前年度にも似たような事業が行われておりまして、その際、80件の応募がありましたので、そちらの1.5倍ということで、予算の段階では120件の申請。1.5倍です。1.5倍見込みまして、120件の申請があるというふうに見込んで予算のほうの措置をさせていただいたものです。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） ありがとうございます。

次、行きます。決算書の258ページ、同じように、今度、漁業者の関係ですけども、漁業用燃油価格高騰対策支援事業についてですが、受給者は勝浦市漁業従事者全体の何割であったか、先ほどの農業支援と同じような意味合いで結構ですので、お教えてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。漁業用燃油価格高騰対策支援事業、こちらの受給者の割合ということでございますが、本事業の支給対象者となります勝浦漁協及び新勝浦市漁協の正組合員の合計417名を漁業従事者といたしますと、417名でございました。この417名を分母といたしまして本事業の受給者202名を分子といたしますと48.4%、こちらもおおよそ半数の方が受給されたというふうには認識しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） 今の数字というのは、農業従事者のときと同じように、令和4年度関係のデータから出したものなのでしょうか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） はい。同じように、令和4年度で受給者のほうが若干多いんですが、4年度では231名の方が受給されておりますので、こういった過去のデータを基に、令和5年度のほうは予算措置のほうをさせていただいております。令和4年度の受給者が231名です。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） 続きで質問いたしますけれども、これ一緒に農業、漁業、両方聞いてしまいたいと思います。これって上限の設定、補助金の1受給者ですか、の設定をされていたように、私は昨年聞いておったと思うんですが、今年はどうであったか、また、なぜ設定したのか、その根拠をお教えいただけますか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。農業のほうから、まず申し上げます。飼肥料のほうの補助金でございますが、令和4年度、こちらが農業者の方が30万、畜産業者の方が50万を上限とされております。こちら令和5年度、内容的にはほぼ同じなんですが、飼料肥料のほかに動力光熱費を加えたものでございますが、上限に関しましては、農業者の方が30万円、畜産業の方が50万円となっております。

続きまして、漁業の燃油のほうでございますが、令和4年度のほうが水揚げ1回につき500円と、上限のほうが10万円、令和5年度のほうが1回の水揚げにつき、軽油については500円、ガソリンについては300円、上限が10万円ということでございます。

漁業のほうにつきましては、既に千葉県の漁連、漁業組合連合会のほうから1リットル当たり20円という補助が出ていたため、1回の使用料100リッターから漁連、先ほどの千葉県漁業協同組合連合会のほうからの補助金を差し引いた分を計算しますと5円ということになりまして、100リッター分の5円で500円を1回当たり補助するということで、1回当たりの金額が決まったというふうに確認できております。

飼肥料のほうの上限につきましては、すみません、ちょっと今持ちがありませんので、確認でき次第、答弁させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 3回でいいですか。後で。

次に、鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 大分時間も押してきて、お疲れのようですが、通告しましたので、質問させていただきます。まず決算、歳入から伺います。

1点目としては、決算書31ページの住宅使用料、この収入未済額の件ですが、令和5年度においては918万8,500円が未済となっている。そして、これの令和4年度と比較すると、比較というか、令和4年度では728万4,200円ということで、若干増えております。これの団地別の増加した理由について説明願います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。まず、団地別の収入未済額、令和5年度につきまして、万名浦団地で24万200円、旭ヶ丘団地で519万2,800円、梨の木団地で368万5,500円、浜勝浦みなと団地につきましてはゼロ円でございます。

また、前年度からの増額した理由につきましては、前年度までの収入未済額が解消されないまま現年度の収入未済額が発生したことによるもので、背景には、本市の市営住宅は公営住宅法に基づき設置され、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸しており、家賃につきましては、収入に応じて算出し、経済的な負担を軽減をしております。しかしながら、市営住宅の性質上、家賃の納付が困難な方もおられるようで、そのことが滞納につながり、収入未済額の増額になったと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） この問題は、ずっともう以前から、滞納繰越しがあつて、収入未済があつて、そして欠損もして、いわゆる住んでいる方が、やっぱりそれなりに低所得者が、ここの公営住宅という基本的なところで入っているんですが、幾ら低所得であっても、これは家賃の滞納ということになると、それはそれでやっぱり対応しなきゃいけないということで、これが減ってくるのであればいいけど、増えていくという中において、こっちがやむを得ないと言ってはおかしいんだけど、ここは減らせる努力をというか、収入未済を減らす努力をしていく必要があるかと思いますので、その辺を伺うのと、あと、みなと団地はゼロ円ということは、収入未済がないということは、これはいいことだと思いますが、いつ頃このように回収して、昨年度はゼロ円であったということについて、これはゼロ円だから、これ以上言いませんけど、こういうふうに改善されてくる。みなと団地も過去には収入未済あったと思うんですけど、これが解消されたということは努力しているんだなということで理解をしますが、この滞納処理について、現在どのような対応をしているのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。滞納の対策、処理につきましては、毎月、滞納者に対しては督促状を送付してございます。また、不定期ではございますが、入居者への訪問、電話連絡、連帯保証人への連絡等をしてございます。その結果、昨年度、令和5年度につきましては、3名の家賃滞納者より分納誓約書を提出いただきまして、現年度分の家賃と合わせ滞納分の納付をいただいているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） あと、ここも、滞納している人がなかなか減らないというのは、同じ人がずっと続いちゃっている現状があると思いますが、今後これをやっぱり減らす努力をお願いするということで、これは終わりにします。

次に、52ページのふるさと応援寄附金、これが個人、企業ともに令和4年度よりは減額した要因の分析されていると思いますので、その詳細についてお尋ねします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。令和5年度のふるさと応援寄附金につきましては、個人分ふるさと納税51億円、企業版51億4,538万9,300円、企業版ふるさと納税は40万円となっております。

個人分の寄附額につきまして、令和4年度は約55億円となっております、その減少している理由としましては、令和5年度の10月の制度改正によりまして、10月以降、寄附の割合が大きかったB級の銀鮭切り身、約2.8キログラムの返礼品が同市から取りやめとなったことの影響が大きいところでございます。

また、企業分の寄附額が減少している理由としましては、令和5年度は4社から、各1社10万円ずつの40万円の御寄附となっておりますが、令和4年度は6社から960万円の御寄附がありまして、そのうち1社、900万円の寄附がありましたので、それが減額の大きな要因となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 昨年の10月の法律の解釈の改正だと思いますが、それによって銀鮭、いわゆ

る水産加工会社がいすみ市で生産しているものについての感覚だと思いますが、これの、それは理由、原因は分かるんですけど、やはりこのふるさと応援寄附金は非常に重要な、この市歳入の原資でありますので、この減った分、だから減ったというよりも、であれば、ほかの市内の製品の、やはりふるさと返礼品として、もっと広く周知していくことが求められます。これが、いつまで続くか分かりませんが、市のほうで非常に有効に使われている部分もありますので、ぜひとも努力をしていただきたいと。令和6年度、今年度においては、やはりその減った分を何とか、減ったというか、その分をもっと向上させるような対策を、これもお願いしておくしかないですので、1回で終わります。

次に、66ページ、諸収入、商工費雑入であるんですが、これは、かねてからいろいろ問題点も指摘されてきた滞在型観光施設指定管理納付金、いわゆるエデンからの収入に対する納付金について、収入総額の5%が市に歳入として入る。令和4年度は348万5,050円。これは7月から12月までの9か月分の金額だというふうに思いますが、昨年度は、これが12か月あるので、その金額が482万4,023円ということでございます。

これについては、逆算すればもちろん分かるので、その収入に対しての金額ですから、これ、やっぱり、昨日も一般質問の中で出ていましたけど、当初計画した数字よりは本当に非常に少ない。ここに市のお金を約2億円超を入れて建設している中において、この歳入が非常に私は、やはりこれは、納付金が少ないなというふうに思います。というのは、やっぱりそれだけの営業利益が、営業収入が上がっていないということでもありますので、この原因、そしてこの対策、これをいかようにしてきたのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今、伸び率が少ないという御指摘でございます。納付金ベースで申し上げますと、それぞれ月数で割り返した額で比べますと、4年から5年については3.8%であります。

この点につきましては、やはり私どもも収益性の向上というのは常に目指すべきというふうに考えておりまして、それを念頭にした営業努力は今後も必要だというふうに考えておりますので、指定管理者とはしっかり協議をしまいたいと思っております。

また、令和5年度に特化したことで申し上げます、海の博物館前にも多目的広場の工事を今、市のほうでやっております、また県のほうでもビジターセンターの解体工事なども開始されて、5年度の秋以降は、やはり工事車両の出入り等、また解体用の囲い等もございまして、こうした点も、多少なりとも入り込みに影響したのかもしれないなというところを私も思っているところでございます。

今後につきましては、そうした工事も完了いたしまして、より一層その場所を有効活用しながら、イベントなども企画し、利用者の増加には努めたいというふうに考えております。

また、今年度中には、市民の方にも御利用しやすくなるように、市民割なども始めたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。2回目。

○6番（鈴木克巳君） 説明は分かります。説明は分かるんですが、市長なり言わせると、やはりここは観光の中心地としての施設だということで、当初、ここを起点に勝浦の観光をより一層高めていくんだというようなことの説明もありましたが、昨日の一般質問のお話の中を聞いてい

ても、やはり地元の方が使うのは非常に少なく、観光に来た方が、これはSNSなんかでも、エデンのことについては、いろんな方が発信しています。テレビでも何回かやったし、有名タレントも来てやったし、そういうのがあると必ず増えていくんでしょうけど、それによっても増え率が、収入の増加率が若干緩いかなというふうに思います。

実は昨年、私、決算委員会でやって、昨年の決算のときも、この質問等をさせていただいていまして、そこで2日目、総括質疑の中で、実はここのことについて竹下副市長に見解をお伺いしているんですけど、その際に竹下副市長は、やはりこのエデンの収益を図ることは市の求めるところの海中公園入込数、そのようなものが増えることにつながって行って、また市内消費にも増えていく、につながっていくものと思っていますと。したがって、エデンの収益を図ることは大変必要なことだと思っておりますので、私どもも、市としまして、経営にある程度参画しまして、この収益増を図ってまいりたいと考えていますという、これ議事録読ませてもらいましたが、そういうふうに竹下副市長は、去年の決算の中でおっしゃっていました。そして、これに基づいて、やっぱりこの参画しましてという部分は、どのようなことを令和5年度には行って、これは令和4年度の決算ですけど、その令和5年度においては、こういうものを考えがあるという中において、市としてどのような参画をされてきたのか、これ竹下副市長のほうがいいと思いますね。よろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） お答え申し上げます。エデンにつきましては、私どものほうとしまして、当然、収益を上げてもらわなくちゃいけないというふうに思っております、事あるごとに私も、あちらのほうには伺って、状況把握に努めているところでございます。

そうした中で、今回につきましては、ある程度、昨年度から比べて低くなっていると。納付率は変わりませんけれども、納入する額が低くなっているということの中で鈴木議員もおっしゃっていると思うんですけども、これについてはいろんな理由が、先ほど課長が申し上げたように、工事の途中のところ結構ございまして、そういうのも影響しているのかなというふうには思っております。

ただ、今後、私どもとしましては、例えばあそこのくぼ地の埋立てが全て済んだ、それから県の施設の撤去が終わって、あそこがきれいになった、そういうときに初めてエデンの効果というのが図れるのかなというふうに思っております。

今後も当然、一生懸命経営のほうに、ある程度市としても参画というんですかね、そこまで言う、ちょっと語弊があるかもしれませんが、いろいろと関与しまして増やしていきたいというふうには考えてございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） ここは、もちろんエデンのほうの収入が増えれば、必然的に勝浦市への納付金も増えます。これはやはり、この建設に関わってどうのこうのというよりも、今ある施設、そして今年の状況を見ますと、恐らく来年のこの決算では数字的には上がるんじゃないかなというふうに予測されますので、それを、今のこの勝浦の観光景気をもっと増殖させていけるような対策をお願いしておきます。これについても要望で終わります。

続いて、歳出のほうを3点ですね。

補正でもお話ししました地域おこし協力隊の活用事業というのは、これ非常に市の事業の中

では有効になっておりますし、市の職員が行えないことを、この協力隊の方たちが進んでやっていて、これが非常に効果あるというふうに私も認識をしているところでありますが、現在、課でいうと企画課、農林水産と観光商工、その3課に該当して、この協力隊の方たちがおりますし、今回さらにそれにプラスした事業を始めようとしていますが、これ以外にも地域おこし協力隊をもっと活用していくことは、これは非常にいい点だなというふうに思いますので、その辺を含めて、昨年の実績と併せて、今後のこの地域おこし協力隊の活用事業について、これ、それぞれ各課の課長に聞くよりも、もうこれ一発で終わりにしたいので、加藤副市長に。これ一発で終わりにします。今後のこの協力隊の体制の増強とか、その辺についてお考えをお伺いして、中がどうのこうのって私言えないので、その辺お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。令和5年度につきましては、地域おこし協力隊5名導入させていただいております。2名の農業従事者につきましては、実際に農家に入って従事していただいております。将来の農業従事者になっていただけるのではないかなというふうに見ています。

前段の質疑の中でもありましたけども、フィルムコミッションをやっている方につきましては、その方の力が非常に大きいところもありまして、メディア等で取り上げていただく機会が非常に多かったと。その効果も多分にあって、この夏は非常ににぎわったんじゃないかなというふうに思っています。

また、企画課におります移住・定住、それから空き家の活用につきましては、今年度、移住・定住促進支援金ですとか、リフォームの支援金なども創設しながら、移住者の支援、それから住宅の供給というところを重点的にやってきてまして、空き家バンクへの登録の数というのも、令和5年度ですか、非常に増えてきたかなというふうに思っています。

現在、この5人とは別にDXの推進、それからふるさと納税のさらなる活性化ということで、2名の募集をしております。令和6年度、今年度以降、令和7年度から先も、こういった人材を活用していきたいなというふうに思っています。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 分かりやすい答弁、ありがとうございます。この事業を、やっぱり基本的には第1次産業なり観光業なりというところで活用できる事業だと思いますので、農業、漁業についても、これから海業の関係も出てきますので、そういうところで、これは決算というよりも、これからの話になっちゃうけど、その辺を踏まえて、ぜひとも活用していただきたいというふうに思います。

続いて、農業対策の中の有害鳥獣捕獲事業関連です。いわゆる捕獲事業と被害防止総合対策事業が有害鳥獣についてはありますが、これについて、実績は主要施策の成果報告に記載されているとおりであります。非常に猟友会の方たちの高齢化問題とか、猟友会の方たちの対策するに当たってのその人たちの減少とか、ますますこれが、なかなかできづらくなる中において、ここの農業に対する有害鳥獣対策だけではなくて、やっぱり、もう勝浦市全体におけるこの対策、そして少なからずキョンにおいては、千葉県の方で絶滅対応するんだというふうな強い計画書も出ていますので、その辺を踏まえて、やっぱり去年の実際の体制がどうであったのか。そして、それに基づいて、今、この有害鳥獣、じゃあイノシシがどうだ、鹿がどうだと

いう話ではなくて、全体を含めて、有害鳥獣に対する考えを一くくりで、ちょっと成果報告を含めて、お聞きします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。有害鳥獣事業についてでございますが、有害鳥獣捕獲事業の概要といたしましては、猟友会への有害鳥獣捕獲の委託、捕獲頭数に応じた報償費等の支払いを行っております。また、平成30年度より狩猟免許取得促進事業を実施いたしまして、新たな資格取得者の確保に努め、直近では、令和5年度1名、令和4年度1名、令和3年度2名の捕獲従事者を確保しております。本事業におけます捕獲従事者確保は、制度創設以来、合計で12名となりました。今後も捕獲従事者の確保に努めまして、結果として有害鳥獣の捕獲数の向上につなげていきたいと考えております。

鳥獣被害防止総合対策事業につきましては、国の交付金を原資といたしまして、捕獲した頭数に応じ市の報償費の上乗せ支給をしているものでございまして、猟友会員の皆様の捕獲意欲の向上に寄与しているものと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） このような話すると、また後で怒られるかもしれないけど、実は昭和60年に、私、農林水産行ったときに始まったのが、この有害鳥獣の最初の事業です。そのときには市の職員も駆り出されて、犬も入れられなかったので、当時は勢子ということで、下からバケツたたいて追い出して、それを撃つという、本当に原始的なところから始まっています。そうしたら、そのときにはまだキョンはいなかったんですけど、そういうことから始まって既に40年近く、もうこの事業が始まってからあって、これ、ますます年度を追うごとに、このいろいろな対策を打ってはいるんだけど、だんだん、だんだん被害が広がっていて、有害鳥獣によって優良農地が荒らされて、それがもう荒廃地になっているというのが目の当たりにしているんですよ。ですから、やっぱり本当に抜本対策ないんだけど、努力をしなきゃいけない。

今あったように、昭和60年時代の猟友会の人たちが、ほとんどそのまま上がってきて、もう70超えて定年退職するぐらいの、そんな状況があって、新しい人も入っているということもありますが、そここのところは、これ報償費、これもやっぱり関わっているんですね。一時、平成の中段ぐらいに、県のほうも、この報奨金を出してきて、上乗せして、キョンも昔3,000円だったのが、それ6,000円になって、そのときにはすごく捕ってきた。これ何回も話しちゃうんだけど、やはり、もうこれから先、もっとその報償費を上げることも必要である。ただ上げれば良いというものじゃないけど、上げることも必要であるということを念頭に置いた今後の活動をお願いしたい。これ、決算としては、こういうふうにしましたということで実態が上がっていますので、それはそれとして確認をして、オーケーというかね。

あと、勝浦市の有害鳥獣防止計画というのを3年に1遍ぐらいずつ、たしか計画をつくっていますが、その計画よりも最近は、ちょっと計画よりも頭数少ないように思いますので、やっぱり頭数捕れば良いという部分、捕ればもちろんいいんですけど、それとあとジビエに加工したりという話もいろいろ今まで出ていますが、そういう今まで指摘されていることについて、1つはジビエに対する勝浦市としての対応と、あと、以前にも言いましたが、農業被害だけではなく、市民生活圏内に入り込んでいる、特にキョンとかについての対応も今後必要であるということを以前から言っていますが、その辺がどう、こういう場で指摘をさせていただいた

り要望してきたことに対して、どのように対応してきたか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。ジビエに関しましては、昨年度も御指摘いただいているかと思います。市内に事業所を設置というお話も聞いてはいるんですけども、残念ながら、まとまっていないという状況でございます。今後も、そういった方と交渉を進めまして話のほうを進め、何らかの形で実現できればというふうに思っております。

生活環境のほうに侵入している、特にキョンの話ですけども、農林水産課と生活環境課のほうで連携を取りまして、何らかの形で対応できればと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 前向きにやるということですので、これ以上は申しませんが、ぜひともよろしくをお願いします。

水道事業においてね。続いて水道事業会計で1点だけ。決算書の3ページ、水道の3ページですね。営業外収益の県補助金で1,853万、それと他会計補助金、これは市からの補助金で2,500万円の、いわゆる高料金対策費用が補助されていますが、これについてはまだ数年で、来年からはまた広域になるので、その辺ではまた違う話になろうと思いますが、令和5年でこれを入れたことによって事業の中での効果、これはどういうものがあつたのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。窪田水道課長。

○水道課長（窪田 正君） お答えいたします。この県の補助金の名称でございますけども、市町村水道総合対策事業補助金と言いまして、水道料金の格差の是正ですとか住民負担の軽減を図ること、これによって経営の健全化を促進することを目的とした補助金となっております。市町村一般会計から水道事業会計へ高料金対策として繰り出す額、ここから運営費による控除額、これを減じた額が限度額となっている補助金でございます。

令和5年度の水道事業の決算見ますと、水道事業収益で水道事業費用を賄えていないことから、いわゆるマイナス、赤字決算となっております。

本来であれば水道料金の値上げ、こういった形で対応すべきところでもありますけども、この補助金により、何とか水道料金を維持することで住民負担の増を抑制する効果を得ているもの、このように考えます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 分かりました。2市2町で今後、水道事業は共同してやっていく方向に今向かって、もう来年度から入っていくんですけど、このところでのこの高料金対策事業は、各自治体で今まで、それぞれやっているんですけど、これ見通しでいいんですけど、来年度以降は、市としては、どういう対応になるのか。これ決算なので、そこまで聞いていいのかどうか分かりませんが、お答えできればお願いします。それで終わりにします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。窪田水道課長。

○水道課長（窪田 正君） お答えいたします。この県の補助金のほうですけども、これは県の用水統合のほうと絡む部分がありまして、県の九十九里地域、南房総地域と県営水道の用水供給事業体の統合、こちらのほうに、この県の補助金のほうが今後あてがわれることになっていきます。

一応、今のところでは、用水の供給、受ける側といたしまして、その用水のほうの買うお金

というんですかね、そちらのほうの補助に回るといって形で現在調整されておりますけども、今その辺の細かな調整がまさに行われているところなので、今お話しできるのはここまでになるかと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 先ほどの岩瀬清議員の質問に対する農水課長の保留がありますので、答弁させます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） 遅くなり申し訳ありません。飼肥料価格高騰対策支援補助金の上限の関係でございますけれども、確認いたしましたところ、近隣の自治体の支援内容を参考にした上で上限を決定しているということでございます。近隣の自治体、郡内の市町村、周りの市町村の状況を見ながら、勝浦市として上限を決めたということでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 質問の途中でありますが、午後4時45分まで休憩いたします。

午後4時39分 休憩

午後4時45分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に続き会議を開きます。

議事の都合により、本日の会議時間を、あらかじめこれを延長いたします。

次に、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうから決算ということで行います。

まず歳入のほうから、3ページで行きます。3ページのほうにつきまして、市税なんですけれども、この合計が1,662万1,469円の予算現額との収入額との差額がプラスになっていると。プラスはいいことだと考えますけれども、その中で市税につきましては719万4,000円余り、また固定資産税につきましては972万1,000円、端数は省略しますけれども、あと軽自動車税はマイナスか。たばこがプラス、入湯税がマイナス。この中なんですけれども、プラスの要因で市民税、それと固定資産税の増の、予算に伴います増の要因につきましてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） お答え申し上げます。市税に関しましては、3月補正予算において、決算見込みを基に積算しまして、全体で3,500万円の増額補正をしたところでございますが、今回、決算において、内訳においては、市民税が約719万、固定資産税で約972万の増となったということでございまして、この増加要因でございますが、個人市民税に関しまして、まず市民税の増加要因については、個人住民税が関係しておりまして、現年課税分の調定額が決算見込みに対し約450万円増加したこと、現年課税分の徴収率が決算見込みに対し0.24ポイント上回ったこと及び滞納繰越分の徴収率が決算見込みに対し9.43ポイント上回ったこと、この3つが挙げられます。

次に、固定資産税の増についてでございますが、こちらについても決算見込み徴収率に対し決算が上回ったことが要因となっております。国有資産等所在市交付金を除く土地、家屋、償却資産に係る固定資産税、決算書12ページでいいますと1目の固定資産税になりますが、これに係る現年分の現年課税分の徴収率が見込みに対し0.41ポイント増加したこと及び滞納繰越分の徴収率についても見込みに対し1.89ポイント増加したこと、これが要因となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑は。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。一つのこの事務的な手法としまして、決算におきます3月に補正予算で歳出のほうについては減額をするというのが普通のやり方だと。今回、これ歳入ということなんですが、これだけのものにつきまして決算まで引き延ばしたという、何かそういう手法とかがあるのかどうかということをお聞きしいしたいんですが、よろしいでしょうか。それ、財政課ですか。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。大野税務課長。

○税務課長（大野 弥君） 御質問の内容は、3月補正でやっていることに対しての考えを質問されているということによろしいですか。

税については、毎月毎月申告納付等も、たばことか、入湯税とか、そういったものもございます。その中で徴収率も毎月毎月異動しておりますので、その傾向を見ながら最終的に、現在のところでありまして10月末の状況を見て、大分固まってきた時点で徴収率も近い数字が算定できますので、その時点で積算するということで、その積算過程を経て、現在のところ、3月補正で対応しているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。

では、続きまして、5ページをお願いします。これは歳入予算の予算額205億6,443万1,000円に対しまして、決算額が189億3,443万8,505円で、差としましては16億2,999万2,495円の差があるというところで、これ総括的なところでありまして、この大きな差だと私は考えています。このものにつきまして、要因につきましてお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。歳入予算現額と収入済額の差の大きいものとしたしましては、まず、ふるさと応援寄附金関係でございます。18款でのふるさと応援寄附金で2億5,461万700円、19款でのふるさと応援基金繰入金、現年分で5億6,355万5,924円、以上で8億1,816万6,624円であり、およそ5割を占めます。

次に、15款国庫支出金関係です。1項の国庫負担金での令和元年災、漁港施設災害復旧事業費負担金3億3,205万6,000円、公共土木施設災害復旧費負担金2,001万3,000円、2項国庫補助金での物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億8,575万4,000円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,379万4,000円。

次に、16款県支出金関係です。2項県補助金での農地・農業用施設災害復旧事業費補助金1,300万円。

続いて、22款市債です。災害復旧債、過年発生補助災害復旧事業債ほか4事業債合計で2億2,640万円。

以上12の歳入項目合計で16億918万3,624円でございます。これら金額の全部または一部につきまして、ふるさと納税関係を除き、令和5年度から6年度へと繰り越した繰越明許費設定事業での特定財源として見ているものです。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。そうなりますと、この差を改善するというのは、これは適正であったというような形で考えていますけども、それによろしいか、お伺いします。財政等のところで。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。ふるさと納税関係につきましては、寄附金が主な、主なといいますか、財源でございますので、これは寄附者の御意思によるものでございまして、なかなか見通しも難しいところでございます。

その他につきましては、申しましたように、翌年、繰越予算の財源としてのものですので、基本的に6年度での収入となるものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、今度、歳出のほうをお願いいたします。歳出のほうは監査の意見書のほうで39ページにも書いてあるんですけども、予算見積りの精度向上をということも書いてありまして、決算書の7ページ、これも歳入と同じような質問になってきますけども、不用額が9億2,451万2,314円ということであります。

各歳出の不用額の主な内容について聞くんですけども、それと同時に、この内容が、理由があってこうなんだということも含めて、ちょっと答えをしていただきたいと思います。

まず総務管理費につきましては5億9,358万1,263円の内容、社会福祉費につきましては7,397万7,479円の内容、清掃費につきましては4,229万6,584円の内容、農林水産業費につきましては5,165万9,630円の内容、社会教育費1,556万8,022円、及び保健体育費の1,166万9,648円の内容ということで各、どういうことでここまで残ったんだというような、いろいろな理由があると思いますので、そこら辺も含めて、よろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。私のほうからは2款総務費、1項総務管理費での不用額について、主なものを申し上げます。

まず、3目財産管理費でのふるさと応援基金積立金、こちらが不用額2億5,441万700円、また6目諸費でのふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業、不用額2億9,848万5,924円、この2事業で5億5,289万6,624円となりまして、2款1項総務管理費全体での不用額の9割以上、93%を占めるものでございます。

繰り返しですけれども、ふるさと応援寄附関連事業は、寄附者の御意思に基づくところが大きでありまして、その見込みなどの見極めが難しく、結果として予算と決算に差が生じることとなりました。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 次に、渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。私のほうからは社会福祉費に関連しましてお答えさせていただきます。決算書の165ページの5目国民健康保険費の繰出金の不用額2,160万8,129円のうち、166ページ中段にあります国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）繰出金で不用額は1,459万1,000円でありました。これは、勝浦診療所の歳入歳出不足額を5年度当初予算では2,125万7,000円と見込みまして、一般会計からの繰出金として予算計上しておりましたが、令和5年度の診療所での患者数が令和4年度に比べまして1,552人増加し、診療収入の5年度決算額は4,659万2,215円となり、4年度と比較しまして1,054万2,837円の増加となったため、一般会計からの繰出金が700万円になったことによるものです。

次に、166ページ、6目後期高齢者医療費の不用額1,290万8,577円のうち、一般事務経費の後

期高齢者医療療養給付費負担金で不用額は847万3,000円であります。これは後期高齢者の医療に対する一部公費負担分であります。5年度負担金額の確定に伴う不用額でございます。

次に、同じく6目後期高齢者医療費で、167ページから168ページにかけての後期高齢者健康診査受託事業の健康診査業務委託料の不用額151万2,471円であります。これは後期高齢者の健康診査に係る医療機関への業務委託料で、健康診査受診者数の確定に伴う不用額でございます。

これらが不用額の大きいものであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） 私のほうからは、3款民生費、1項社会福祉費のうち、1目社会福祉総務費と2目障害者福祉費に関してお答えいたします。

まず、1目社会福祉総務費の不用額748万8,330円の主な内容につきましては、1つとして、保健福祉センター管理運営経費で不用額72万360円、2つ目として、社会福祉協議会活動支援事業、内容は社会福祉協議会の活動に対する補助金でありますけれども、こちらで不用額が289万2,000円、3点目として、物価高騰対応低所得世帯支援臨時特別給付金給付事業で不用額92万7,484円などであります。

次に、2目障害者福祉費の不用額1,517万8,814円の主な内容につきましては、1点目として、自立支援給付事業、内容は障害者の日常生活の介護や施設入所の支援に対する介護給付費等の支給で、不用額が855万6,229円、障害者医療費支給事業で不用額165万6,966円、障害児通所支援事業、内容は児童発達支援や放課後等デイサービスの利用に対する給付で、不用額129万2,832円などであります。

これら障害者福祉費などで実施している事業につきましては、対象となる市民のサービス利用実績に基づいて予算を執行するものが多く、年間の利用を見積もることがなかなか難しいため、今後につきましては、事業の執行状況等を確認しながら、適切な予算の執行に努めてまいります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えいたします。私からは、決算書158ページ、高齢者支援課が所管いたします3目老人福祉費に係ります不用額1,541万1,071円の主な内容について申し上げます。

まず、繰出金についてでございます。決算書159ページ、繰出金予算現額4億568万2,000円のところ、支出済額3億9,685万998円、差引き883万1,002円が不用額となっております。

その主な内訳につきましては、決算書523ページ、介護保険システム修正業務委託料338万4,700円を支出しておりますが、当初予算額に比べ業務委託料の低減が図られ、繰出金140万3,300円が不用となりましたこと、次に、527ページ、介護認定の際の医師意見書作成手数料527万1,200円を支出しておりますが、見込みより意見書作成依頼件数が少なく、繰出金86万9,800円が不用となりましたこと、次に、542ページから544ページの2項介護予防・生活支援サービス事業費、3項一般介護予防事業費、4項その他諸費合計で1,612万7,561円を支出しておりますが、見込みより執行が少なく、繰出金190万5,055円が不用となり、介護給付費繰出金に係る不用額313万6,932円と合わせ731万5,087円が不用となったことが、繰出金に係る不用額の主な内訳でございます。

また、決算書163ページに高齢者いきいき応援券配付事業において、業務委託料の低減が図ら

れたことから、205万6,397円が不用となっております。

介護給付費につきましては、月の支出額が大きく、また変動も大きいことから、3月補正では決算額を見込むことがなかなか困難なため、一定の不用額発生は避けられないものと考えてございます。今後は、予算要求時に必要額を精査するとともに、予算執行状況を把握しまして、事業額確定したものにつきましては最終補正時に減額するなど、十分確認を行いまして執行してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。私のほうからは、4款2項清掃費の不用額について、不用額4,229万6,580円の主なものとして、2目塵芥処理費、こちらクリーンセンターの管理運営経費の光熱水費、電気料になりますが、458万8,959円の不用額となっております。これは電気料が当初の見積りより安価であったものであります。3月補正で減額したものの、毎月の電気料の変動があることから余裕を持ったため、執行残となったものでございます。

次に、一般廃棄物収集運搬経費、こちらの業務委託料2,092万2,154円。これは5年11月末に発生しました掻き取り機の故障等などによる影響がありまして、事業確定が年度末であったことから、3月補正に減額ができなかったものでございます。

次に、3目し尿処理費の中で、こちら光熱水費、電気料になりますが、163万4,029円。こちら清掃センターと同じで、電気料の見積りより安価であったものと、9月補正で減額したのですが、変動があるから余裕を持って、執行残となってしまったものです。

それと、同じくし尿処理費の中の応急工事費538万8,441円、これが不用額となっておりますが、これは予算の性質上、緊急時に対応するため予算を確保したことによるものでございます。

それと繰越明許費、これも、し尿処理費の中の改修改築工事費なんです。206万1,211円、これは、し尿処理の受水槽入替え工事の際に施工方法等の効率化を図ったため、安価で施工することができたものによることでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。私のほうからは、5款農林水産業費の不用額5,165万9,630円について御説明させていただきます。農業費と水産業費に分けて説明させていただきます。

農業費のほう全体で不用額2,809万8,575円の主なものでございますが、飼肥料等価格高騰対策支援事業、こちらの負担金補助及び交付金、決算書で申しますと243ページになりますけれども、こちらのほうで不用額が237万3,000円ございました。こちらで計画しました、予算措置しました想定の数よりも申請された方の人数が少なかったため、年度末ぎりぎりまで待ちまして、なるべく多くの方の申請を受けるようにしたために、3月補正で減額することができなかったものでございます。

続きまして、土地改良区運営支援事業、こちらの負担金補助及び交付金でございます。決算書で申しますと248ページ、こちらで不用額が581万2,351円出ております。こちらのほうは、土地改良区の事業確定が3月末ということがございますので、3月の補正予算により減額ができなかったものでございます。

続きまして、土地改良事業、県営ほ場整備事業、こちらの負担金補助及び交付金でございます。決算書で申しますと250ページになります。こちら不用額891万2,608円となります。こちら

も事業負担の決定が3月に入ってからであったため、3月補正予算により減額ができなかったものでございます。

以上3件を合計しますと、1,709万7,959円、農業費の不用額全体の60.85%となります。

続いて、2項水産業費でございます。不用額全体で2,356万1,055円となります。

1つ目で、アワビ種苗放流事業、こちらの負担金補助及び交付金でございます。決算書で申しますと256ページ、こちらで不用額のほうが337万4,000円ございました。理由としましては、アワビ種苗生産の不調というものがありましたが、事業確定が、こちらも3月末ということであったため、3月補正予算により減額することができなかったものでございます。

続いて、漁港施設維持管理経費、こちらは工事請負費になりますが、決算書で申しますと258ページになります。こちらで不用額429万円ございました。こちらの理由といたしましては、勝浦東部漁港、部原地区の部原護岸維持補修工事でございましたが、入札が不調となりました。代替案等いろいろ検討しましたが、調整がつかず、年度末となってしまう、3月補正で減額できなかったものでございます。

続きまして、水産物供給基盤機能保全事業、こちらも工事請負費でございますが、決算書で申しますと259ページとなります。こちらで不用額が1,032万7,400円ございました。こちらは松部漁港臨港道路、松部橋の基本設計に関する入札差金等によるものでございますが、繰越明許費であったため、減額できなかったものでございます。

以上、水産業費3件で1,799万1,400円、水産業費全体の76.36%になります。

今申し上げました6件全部合計しますと3,508万9,359円となりまして、農林水産業費全体の67.92%でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、大森生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森基彦君） お答え申し上げます。私のほうからは、社会教育費の不用額1,556万8,022円の主な理由として、芸術文化交流センター管理運営経費、この光熱水費でございます。電気料が予想を下回ったために発生したものと、あと、これにつきましては市民課から、新型コロナウイルスワクチン接種の関係から市民課より光熱費の予算執行がございましたので、その結果、276万7,440円の不用額が生じたものでございます。

続きまして、コミュニティ施設維持管理経費でございますが、これも電気料が予想を下回ったために、219万1,877円の不用額が発生したものでございます。

また、繰越明許費のコミュニティ集会施設維持管理経費でございますが、これにつきましては、旧興津集会所の解体工事家屋等事前調査、この入札執行の差金157万3,000円でございます。

続きまして、保健体育費でございますが、このうち生涯学習課不用額の分といたしまして、スポーツ大会の開催事業、これは勝浦市スポーツ協会に対しまして17団体45事業、委託しましたが、実際、天候不良等によりまして、14事業が実施できませんでした。そういったような理由から、201万2,072円の不用額が発生したものでございます。

主な理由は以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） 次に、紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） お答えいたします。私からは学校給食費801万6,303円について御説明いたします。主なものとして光熱水費234万3,591円。これは業務用給湯器の修繕により電気使用量が減ったためです。

続いて賄材料費216万4,814円、こちら学校のほうで休校等、登校日が減少したためでございます。

続きまして、委託料でございますが、委託料194万1,191円、排水処理施設維持管理委託業者が、入札の関係で、その差金により不用額が出たものです。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 詳細な説明ありがとうございました。1件だけ聞きます。

167ページ、後期高齢者健康診査受託事業ということで先ほどありましたけども、その予算との減、差があると。受給者の減だということを聞きました。これを改善するような方策について、お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。まずは、予算要求時にしっかり受診見込み者を精査いたしまして、的確な受診者数を捉えまして予算要求すること、また、それよりも増して、高齢者の健康診査の受診率の向上に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。やはり受診率のアップということで不用額がないよ、ないよということではないですけども、少なくなってくるようにお願いしたいと思います。

次に、議案第54号 国民健康保険特別会計、それと介護保険特別会計、これ一緒にやっちゃいます。これも、やはり質問の内容としましては、同様な形で行います。

436ページ、保健事業予算額4,876万8,000円に対しまして、支出が3,706万5,770円、不用額1,170万2,230円、執行率が76%ということであります。ちょっと執行率が低いんじゃないかということで、これを、この費用、説明願います。

また、介護保険特別会計につきましては、537ページ、地域支援事業費予算額6,161万5,000円に対しまして、支出4,287万2,440円、不用額1,874万2,560円、執行率が、これはもう69.6%ということなんですけども、本当に簡単な、どういうふうな形なんだって、課長の考えているこの執行率の状況と、これの改善策、1回しか聞きませんので、これでお願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。初めに、渡邊市民課長。

○市民課長（渡邊弘則君） お答えいたします。国民健康保険特別会計事業勘定の4款保健事業費の不用額の主なものを申し上げます。

決算書436ページの1目特定健康診査事業費の12節、委託料の不用額は951万5,193円です。このうち特定健康診査事業費の不用額722万2,458円、これは40歳以上74歳以下の被保険者を対象に生活習慣病予防改善を目的とした健康診査を実施する事業であり、健康診査に係る医療機関等への業務委託料で、健康診査受診者数の確定に伴う不用額でございます。

次に、437ページの特定保健指導事業費の不用額は221万1,168円です。これは特定健康診査の結果、特定保健指導の対象者となった者に対して、積極的支援、動機づけ支援を行う事業でございます。健診の結果、特定保健指導の対象となる被保険者が見込みよりも少なかったこと及び対象とはなったが保健指導を希望する方が少なかったことなどから不用額が生じたものでございます。

いずれの事業につきましても、やはり当初予算要求時に要求額を精査するとともに、併せて、それ以上に健康診査受診者の向上と、それから結果が悪い人、悪かった人の保健指導、それも積

極的に受けていただくような取組を図ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えいたします。介護保険特別会計地域支援事業費の不用額1,874万2,560円の主な内容について申し上げます。

決算書542ページ、2項1目介護予防・生活支援サービス事業費につきまして、予算額2,500万円に対しまして支出済額が1,354万6,739円、不用額1,145万3,261円となりまして、不用額の主なものとなります。これは要支援1、要支援2の方が御利用になります介護予防・日常生活支援総合事業によります給付費でございまして、事業所の提供する訪問型、通所型サービスに対する費用となります。

事業所の訪問型サービスからの撤退や慢性的な介護人材不足によりまして、訪問型、通所型ともサービスの提供が減少しておりますことから支出が減少したことが主な原因と考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。この2つの事業につきましては、やはり健康の増進、また介護って、フレイルをなくすとか、そういうような事業というふうに私、認識していますので、この事業が強化することによって、やはり健全な国民健康保険、また介護保険の会計ができるというふうに考えていますので、今後、頑張っていただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 次に、渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 私からは議案第53号 決算認定について、令和5年度勝浦市一般会計歳入歳出決算より3点伺いたいと思います。

まず1点目、決算書106ページ、若者等定住促進事業について、ここから伺いたいと思います。決算書では、若者等定住促進奨励金として440万が決算されております。これを当初予算から見ますと、当初予算では820万という計上がありまして、その内容というのは、住宅を取得しようとする転入若者夫婦5世帯に60万、これで300万。転居若者夫婦10世帯に40万円で400万円。これは住宅を取得しようとする若者ということですね。賃貸住宅入居の希望の若者に対して、転入若者夫婦4世帯には20万円で80万。転居若者夫婦4世帯に10万円で40万と。計820万の予算計上がされていたんだと思います。

これは半額とは言わないまでも、半額近い金額ということは、実際に若者夫婦が住宅取得したりとかが少なかったというのは、もう見ても分かるんですが、その奨励金の対象者となった、この440万円の中身というか、内訳、お願いします。教えてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。若者等定住促進奨励金の内訳、決算の内訳について申し上げます。転入者の若者夫婦等60万円の対象が2世帯、定住の40万円の対象が6世帯、賃貸住宅の入居支援金のほうで転入者を対象とした20万のほうで3世帯、市内の転居者10万円の対象が2世帯となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） ありがとうございます。少ないまでも転入の若者夫婦がいるというのはとても期待できるわけですが、あと、ここの同じ事業の中で、移住支援事業資金として1,500万円

の予算計上がありました。これは1世帯、東京23区内に在住する、または在勤の人がという、それで転入してきた場合、移住してきた場合に、1世帯に100万円の支援金が出ると。これは1,500万、15世帯分の予算計上でしたが、それが1,100万になったということは当然、11世帯が移住してきたということでの理解で間違いないのでしょうかということと、若者等定住促進奨励金、先ほどの御説明だと、ちょっと少なくなっているけれども、相談件数とかから見て期待されると、窓口のほうではそのような印象とか持っているのかなどうなのかなという現状について伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。まず移住支援事業支援金の対象1,100万円の内訳ですけれども、こちらは1世帯100万円の対象が5世帯、単身60万円の世帯が10人となり600万円となりまして、合計1,100万円となっております。

若者の対象に関しましては、細かな分析できてはおりませんけれども、移住の関係で力を入れて、こういった対象も取り入れていきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） では、2点目に行きます。175ページ、子育て援助活動支援事業、ファミリー・サポート・センター事業について伺います。これは一般質問のほうでも出ておりましたので、伺いたいこと3点、まとめて質問いたします。

こちらの今回の決算額106万5,014円で、当初予算では200万円の計上があったかと思います。少なくなっているけれども、これは一般質問のときにも、少しまだ利用が期待よりはその数字までいっていないのかなというふうに感じました。

それについてなんですが、この金額というのは相互援助活動、というのは援助を受けたい人と援助を行いたい人の相互援助活動を行う事業で、会員同士のマッチングや連絡調整等の運営を民間団体に委託する事業と書いてあります。この委託先というのは、事業所でしょうか、個人ですか、分かりませんが、どういうところに委託されているのですかということ。

それから、多分この事業が始まる時には説明会があって、勝浦広報にも載っていたと思いますし、チラシもあったかと思うんですが、説明会にはどのくらいの人に来て、どのくらいの反応だったのかということ。

それから、現状の利用件数と、今後の期待も含めて、御説明をお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。まず委託先でありますけれども、事業の公募をいたしまして、委託先で決定しましたのが、NPO法人であります病児保育を作る会というところになっております。こちら船橋に本部がありますけれども、埼玉のほうでファミリー・サポート・センター事業をかなり受注している事業者となっています。

説明会につきましては、10月に事業説明会を2日、そして11月に会員の講習会を実施しております。

参加人数につきましては、今ちょっと手元に資料がないんですけれども、あまりその参加は多くなかったというのは確認しております。

実際の今の令和5年度の会員登録につきましては、利用会員で12名、サポート会員で6名というところで、6年8月になっても利用会員が15名、サポート会員が6名ということで、今期

は利用会員が今のところ3名増えたというところでありますけれども、なかなか歩みとしては遅いと思われるかもしれませんが、着実に進んでいるものと評価しております。

今後は、やはり会員数を増やすこと、特にサポート会員を増やすことが必要と考えておりまして、そのための取組を継続的に進めていくところであります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） では最後、3点目に伺いたいと思います。決算書343ページ、GIGAスクール推進事業についてですが、この343ページのGIGAスクール推進事業というのは、繰越明許費でもありますし、備品購入と書いてあります。346ページ、情報活用能力育成事業においては、同じく学校備品購入費として363万円が決算されて、決算額として載っています。これは、学校備品購入費ということですから、児童生徒の1人1台タブレット購入費であろうと思っているわけですが、現在、この市内のGIGAスクール事業の達成状況というんでしょうか、全部、生徒児童に足りているのか、また、ということで、ここまでのところで達成できていますかということについて、まず伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） お答えいたします。現在、市内の中学生のほうにはタブレットは全部支給されており、小学校のほうにも支給されているところです。

ただ、使用状況等もございますので、低学年については、まだあまりですけども、中学年以降については普及されているところでございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） ありがとうございます。勝浦は多分そろっているのも、この近隣地域の中でも早い頃だったというふうに私のほうも認識しております。同じこの情報活用能力育成事業というところに、GIGAスクールサポーター業務委託というふうになっています。

もともとGIGAスクールというのは、創造性育んで1人1台、学習用端末を持って、クラス全員が同時に利用できる通信環境とかを整備しようというものだと思うんですが、このGIGAスクールサポーター業務というのは、その内容についてお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） お答えいたします。GIGAスクールサポーター業務委託に関しましては、GIGAスクール運営支援センター整備ということで、まずヘルプデスクを設けていただくこと、それと定期的に学校のほうに巡回していただきまして、児童生徒の授業の補助、また教職員のサポート、教職員の研修等を行う講師を依頼するようなところ、あとは急遽起こるトラブル等へ対応していただくようなことを含めた業務を委託しているものでございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質疑ありませんか。

以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号ないし議案第57号、以上5件の決算認定につきましては、7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、

これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、本案につきましては、7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、勝浦市議会委員会条例第5条第1項の規定により、岩瀬清議員、岩瀬琢弥議員、岩瀬洋男議員、岩瀬義信議員、末吉定夫議員、戸坂健一議員、戸部薫議員、以上7名の議員を指名いたします。

なお、本案につきましては、地方自治法第98条第1項の検査権を付与したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、本案につきましては、地方自治法第98条第1項の検査権を付与することに決しました。

休 会 の 件

○議長（佐藤啓史君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月7日から9月16日までの10日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、9月7日から9月16日までの10日間は、休会することに決しました。

9月17日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして、付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（佐藤啓史君） 本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後5時33分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第40号～議案第57号の上程・質疑・委員会付託
1. 休会の件